

に公命ありて御救被下(曲淵甲斐守牧野大隅守)四日  
市に小屋かゝり施行場とす一人に玄米二合五勺豆二  
合五勺銀三兩二分づ、小兒七歳以上迄御救被下此時  
町家の人數を検戸ありしと或記に

町數 二千七百七十餘町  
表店 二十萬八千餘家  
市中總人數 百二十八萬五千三百人

内

五十八萬五千三百人 男

六十九萬五百三人 女

三千八百四十四人 盲人

市外吉原町一萬四千五百人

内 八千三百人 男

六千三百人 女 内二千五百人遊女禿

出家 五萬二千四百三十人一向宗の女除く

山伏 七千二百三十人妻帶の者の女除く

神職 三千五百八十人

(此時の町奉行は曲淵甲斐守殿牧野大隅守殿なり  
しを石河土佐守殿柳生主膳殿池田筑後守殿山村信  
は除くなり

右の外御用達町人能役者諸家の家來町住居の者  
は除くなり

坐し給ひ奸猾識を削られ賢者舉擢の時に遇ひ寶曆  
以來三十年來侈放の國體を一洗したまひければ天  
もまた豊兆を下し五風十雨にして五穀富饒萬民鼓  
腹して萬歲を唱へり

(御老中上席松平越中守定信朝臣御老中格本多彌

正弼忠清朝臣後に本席と成侍從に進み給ふ白川侯  
は後少將に轉任あり)

追加 困荒年表

寛永十九年壬午 飢饉 是より三十三年の後

延寶三年乙卯 同 五十七年經て

享保十七年壬子 同 五十二年經て

天明三年癸卯 不作

天明六年丙午 飢饉 五十一年經て

天保四年癸巳 同 此年八朔大風雨

九月比より白米小賣百文に五合五勺御救米兩度翌  
年春六合五勺北國不毛餓死多し然るに江戸の窮民  
に菜色なかりしは御徳澤に浴する故なり仰ぎかし  
こむるべし國恩一日も忘るべからず  
案するに荒凶は大方五十年を一期とす前記をおもひ  
はかるに飢饉の備はなしたきものなり一人三度の飯

の一箸を米につもりて三年時へおかげ荒凶の時一家  
安心はさらなり他人をも救ふべし是何のざうさもな  
き事なれども吉に居れば凶をしらず成なすこと安し  
て成る人を聞かず

永代橋崩る

文化四年丁卯八月廿九日深川八幡祭禮の日朝四つ時  
比貴重の御船永代橋の下を通るて空船なれども橋  
番人繩を橋のきはに引張りて人を留めるに珍らし  
き祭禮ゆゑ千家萬戸見物に出ざるはなく時刻は四つ  
時人の出盛りなりしに大方は皆此永代橋にかかるゆ  
ゑ一條のなは幾百人を止めし事半時あまりまちくた  
びれたる時それ通れとて繩を引くを見て數百人の駆  
け通る足の力體の重み數萬斤の物をまろばすが如く  
なりし故細き長橋いかでかたまるべき橋の眞中より  
深川の方へ十間計りの所を三間あまり踏み崩しけれ  
ばいかでか落ちざらん跡の者はかくとはしらずおし  
ゆくゆゑおされて跡へすざる事ならず横へひらく道  
なき橋の上なれば夢のやうに入水したるも多かるべ  
し此時一人の武士刀を抜きて高くひらめかしければ  
是を見て跡へ逃げ歸りて道を開きたり(我も行きて

濃守殿初鹿野河内守殿など度々にかはれり 賢臣舉げらる

打ち續く荒凶のゑ富農ども穀を出ださず官柄にも動  
かし易からざるに似たりされば國憐普からんとて此  
年(天明七丁未)六月廿日賢臣伊奈半左衛門(當年二  
十七)ぬきんでられて從五位下攝津守に任じ(御小姓  
組番頭格)假に五穀運搬の總司令に命ぜられ米穀買  
ひ上げの金子二十萬兩を下し給ふ是他用ならず市中  
御救のためなり余此時いまだ藩に入らざりければ國  
恩の一飯を喰し、故今拙筆に染むるはいと(かし  
こし伊奈殿總司と聞きて富農ども招かざるに集り來  
り穀路大にひらけ時の相場にて買ひ上げ價を減じて  
諸民にうりたまへり官仁職憐に感服して諸國よりも  
穀船日毎に入津す船印に伊奈の二字を染めたる幟を  
翻へせり依之米價追々引き下げ六月兩に一斗八升の  
米七月二斗八升八月四斗二升五合九月六斗八升より  
僅に一二升上下して年終り萬民喜躍して春を迎へり  
謹んで案するに左傳に有徳は萬世祭らるといへり  
萬世は大數をいふのみと經にも見ゆ豈萬世のみな  
らんや蕩平の天運茲に循環して白川の賢君重任に

橋を渡らんとするに込み合ひて渡りがたければ豊海橋の邊なる家より舟にのりて川下まで漕出だす比橋は落ちて目くるめききもをひやしたりよくぞ橋を渡らざりし後に聞は黒川清足は川下の水層となりしとなんいとびんなきわざしてけり此一刀にて多くの人を助けしとぞ此事世上にてほめけるが其名をいふ人なかりしを今まで四十年其人をしらざりしに今年の晚春幽篁庵の席上話此事におよびおのが見た所を語りしに（見たるとははしのおちし時かけ行きて見たるはなし）御主人（久松五十之助）曰一刀をふりしは南町奉行組同心渡邊小右衛門と云ひし半老の事なりと聞きて其時にあひて四十年しらざりしを發明して耳を新にせり此人なくんばなほいく人か溺死せん無量の善根といふべし

此時橋落ちしと聞きておのれ駆け付け岸に立ちて見たるに年の比は十六七の女色小袖に髪は亂れたる死體をなはにくゝして小船にゆひ付け水中を引き行く今死にたれば紅おしろいも落ちず船には四十ばかりの女顔に袖をあて聲をあげてなく母ならんと見るもいたはし付き添ひたる男町人體なり愁の色見えざる

は他人とおもはれけり又五つ計の男の子祭に出立のまゝなる死骸をいだきなくくゆく老人もありけり水上には祭のねり物にいでたりと思ふ花笠挾ばこ茶屋臺といふ物など流れたり初めは二三十人の死體といひしに追々波の上に浮き流るゝにより官命にて諸方の船集り小さ碇に苧繩を付けたるをなげいれ死がいを船にひろひ東のきしなる空地につむ（御船手組屋しきの前なり）町興力同心爰所にありて指揮す初は老若男女一所に積みおきけるが死がいを貰ひに來る者見わくるにたよりあしとて綿服絹服老若男女年のほどまでも一類にわけおきける故夜に入りても見わけ安かりしとぞ是にても溺死の多かりしをしるべし（人形町所役人名前橋請負罰せられし迄聞き書きしおきたれどさてはうるさし）なほ委しくは此時家兄の記されたる夢の浮はしといふ寫本一冊子あり今なほ藏すおのれ七十年來大火洪水の死亡は聞きたれど同じ時同じ所にて一瞬の間にいく百人水死したるは古今きゝもおよばざる天變なり是をおもへば大に群をなすとき弱きはしを心なく渡るべからず風烈又は雨中暗夜の船行などもあやうし

### の顔は見られじ

#### 児ども遊び

寛文の比は十五六の娘竹馬にのりて遊びし事を正徳の比（寛文より五十年後）自笑が（京板）書きしものに見えたり今思ふときはうそらしけれど誠にありし事下女十八歳二人溺死せり此とき誘ひに隨ひなば今日の顔は見られじ

天明中草雙紙の作者有名の者通笑（横山町道具屋）喜三二（佐竹の留守居）春町（小石川官人）好町（四ツ谷官人）全交（芝赤羽根觀世坐狂言師）京傳曲亭馬琴は寛政の初家兄の許へ酒一樽持ちて始めて來り門人になりたき由をいふ所を聞けば深川仲町の裏家に獨り住むよしをいふ家兄曰草雙紙の作は世を渡る家業ありてかたはらになぐさみにすべき物なり此時鳴なる作者皆然りさて又戯作は弟子としてをしうべき事一つもなしされば己れをはじめ古今の戯作者一人も師匠はなしまづ弟子入はおことわりなりしかし心安くはなしに來給へまた出きたる物あらばみる事はみてやるべしと示されにしばく來りてもの問へり其後すこしばかりト箸をしりしゆゑうらなひにて錢をとらんとするべありとてかな川宿を心あてに錢次第にて永くも足を止めんとていとま乞ひに來りしが其後六七十日音づれを聞かざりし故馬琴は狼にや喰はれつらんなど家兄戯れいはれしがある日今歸りしとて來立ち歸りしが或日又來りて云ふやう旅の留守に出

水の(是寛政三年の洪水)ために壊れ残らずさり壁も落ち勝手の物流れうせしも多し施の稼ぎもはかばかしからざりし故今我足なき蟹の如しいかゝせんといふ家兄曰しかば當分我所に食客せられよと聞きて馬琴大によろこび内弟子の心にて居し故衣服までも心つけ給へりかくてありし事半年あまりある日地本間屋葛屋重三郎(通油町京傳戯作あまた上梓したる板元)來り家兄にいふやう此節見世の番頭引負にていとまをやり帳場あきて見世あしきみれば居候の男年比もよし帳だに付くればよしかゝへたき物なりいかゞあらんといふ家兄曰酒はのます手も書き文字もよめ作氣もありてうどよからん玄かし實體とたしかには請合申されぬ何れ當人に咄して見んと葛屋歸りて此事を咄しければ戯作者になりたく家兄をうらやむ馬琴なれば大に喜び家兄世話にて別に請人ありて證文をなし葛屋が家僕となりしは己目前知りたる事なり(馬琴は京傳翁の大恩受けし人なり元武家浪人にて醫者の内弟子となり瀧澤宗仙と改めしかども醫の方を追出だされ飯田町邊の家主となり變名をいとや清右衛門

とし終に作者となりしは皆京傳の大恩なり序に曰蜀山人の高弟子なる宿屋飯盛は蜀山人死亡葬送の時に行かず師恩を忘却したるは馬琴と一對の不義にて人倫とは云ひがたし)さて奉公中花の春虱の道行全二冊(但一冊五枚宛)春朗書にて(今の北齋)葛屋出板馬琴自序に京傳門人とあり(此本我家にありしが類焼の時失せぬ)此雙紙大に行はれてより年々作ありて高名になりぬ葛屋に三年ばかり奉公してよき入聲の口ありとて家兄をたのみいとまもらひ飯田町中坂なる下駄屋にて家主なる後家へ入聲となりしに筆硯を好む心には下駄屋はいやなりくと常にひしが千蔭翁の門人となり出精して少しく筆意を得て後下駄屋を止め其うちにて手習の指南をなしかたはら戯作をなし後には娘にむこをとり家主をつがせ涙清吉に或家の醫師の名目を買ひとり宗伯と名乗らせ下谷字鼠屋横町といふ所に玄關付の家を買ひて同住せし事多年の間著述を以て家内の口をすごせり此間に一子宗伯死すかくて天保十一年秋書畫會をなしたる時藏書のこらす賣り書畫會の金を合せて軽き官士の名跡

を譲り受けて宗伯が一子につがせ今八十一歳ばかりならん四五年前より眼病つのりて盲人となり宗伯(此者は二十年前死去)が妻に筆を執らせ字までも口授して今に著述の上梓あるは一奇人と云ふべし

家兄死去の時(文化十二年乙亥九月八日)馬琴へも知らせやりしに寺へばかり(本所回向院)伴宗伯を名代として自身不來舊友は蜀山翁までも來られしが馬琴が來らざる故人々宗伯に尋ねしに病氣にはあらざる由七日佛事の時も馬琴をも書中にて招きしかど佛前へ少しの物使のみにて其後に兄のいたみもいひにも來らす書狀にもたづねす音信不通なりしかるに馬琴書畫會をなす時京山京水越後の留守とは聞きながら家兄亡後始めて來り自筆の扇二本持參したるはいかななる心ぞやと妻旅より歸りて云ひける故舊友なればすともおかげすと會の後ながら目録もちてかの下谷を尋ねしにうりするといふ札を見て行きし先まで尋ねべきにもあらねば歸りぬ此事は天満宮も照覽あらせ給へいつはりにあらず

右の次第なれど京傳馬琴と雙璧によばはるゝは出

藍の才子なり殊更八犬傳の末に自稱もあれどよみ本にて全部五十巻にもおよび人に推稱せらるゝもの源氏物語水滸傳にも比すべしよみ本といふもの天和の西鶴に起り自笑其穢寶永正徳に鳴りしが馬琴には三舍すべし惜哉此人にして此病あり

#### 草雙紙の變格

天明年間に記し、如くの世上なれば洒落本流行繪雙紙も滑稽の笑ひをとる旨趣としけるに京傳翁十九歳の時(天明二年)始めて御發賣買物(全二冊板元鶴屋自畫)といふ繪ざうしをかゝれしに其年四方赤良(蜀山)作にて繪雙紙評判記つたや板出版ありし時京傳翁總軸巻板上々吉にあげられき是道を戯作の花澤へ踏み落とされしはじめなりけりをかしき本を作るゆゑに戯作者の名あり

享和のはじめ南仙笑楚浦人と云ふ者(芝神明前へ獨居板木師學問はなけれど風韻なりし老人なり)敵討三組盃と云ふ前後六冊物を出版(芝神明前和泉屋市兵衛板)して大に流行し翌年京傳翁敵討千鳥の玉川前後六冊大に行はる是より戯作變じて實錄めかす物となりぬ

文化の中比にや京傳お六櫛木曾の仇討を作られし時  
畫師豊國おもひつきにて卷中の人物初めて役者の似  
顔になせり又口繪といふもの（さうしの始めに一卷  
の人物を出だし讀などあり）つかひはじめて加ふ  
かやうにおもひ出だしつゝ筆を操りつるは鷲馬の  
あゆみぞかしむさし野の古草はたづねるに果なし  
且白駒の寸陰もをしければ筆を山東庵の窓下に拭  
ふ（此一卷は悉く實記にていさゝかも文勢虛談な  
し我ならぬ八十に及ぶ人はしりつべし四五十年以  
下の人はいかゞ思ふらん）

弘化三年丙午初夏朔日筆を起し四日のともし火  
のもとに記し終る

七十八翁 京山老人百樹

百樹曰本文に朱書の點竤あるは彦麿翁の筆なり

御やくそくへ筆とりて電覽にそへ御斧正可被下候  
此原本は家に留置度別に一本を寫し呈上可仕候まづ  
まづゆる／＼御覽可被下候○開卷へ空紙をば置申候

事は御氣にもき候て御序文願度奉存候且また御標注  
などあらば他見のたよりも可相成候かやうな物後へ  
残し候てをかしからんと存候  
是は山東京山齋藤彦麿がもとへ遣し候書付也脩彦  
麿方より墨書にて

仰に隨ひ認申候

彦 麉 書

京山曰是より末は御旗本天野三郎兵衛殿御隱居  
七十五老翁へ此書の原本を借したる時別紙に添  
へられたる説也

○寛政の頃までは六月の末より七月の末までうら益  
太鼓といへるものを手遊び肆俗に番太郎の舗などに  
て賣たるなりこは昔の盆踊といへるは太鼓を打て踊  
しが其名残りにや如斯形にて縁は土焼にて紙

田明神下なる兵藏といへる小間物屋にて予が方へも  
しばく來りし者にて此度簡様の品出來しとて持來  
りしを予が方の女子供調へ入れ試みしに至極結よし  
とて皆用ひしを予が彼是といはれし事有右の小間物  
屋兵藏夫よりたばさしやと號せしなり○天明寛政の  
頃は世の中賑はしく少しき客來にても酌取女抔いづ  
れの家にても呼ぬがなしされど質素の風儀猶有て女  
子の髪結ひに吉野紙に紅絹の切を卷込んで懸る事流行  
しなり今はかゝるもの片鄙の田舎女といへども用る  
ものなし其後又町方の女抔髪結流行して多くは櫛卷  
といへるを腰高くして艶書の文壳にて卷し事流行し  
はいかなる心にや○何者の思ひ付にや近年淺草觀音  
の四萬六千日（七月十日）に赤き唐もうこしを雷除な  
りとて商ふはいかなる據にや知らず元來赤き唐もろ  
こしは近比文化の始何處に始て出來し物にや其以前  
には日本にはなき物故既に名高き本草家栗本瑞仙院  
老も數書其外にも見當りし事なしといひきされど初  
めて出來し物に疑なし雷除といふも何によりて云始  
めん唯何人か錢もうけせんとて案じ付しなるべし  
定めし愛宕の四萬六千日に青ほゝづきを御夢想の積  
培へしより世に時行初めし也其初め逃へられしが神

の樂といへる事の起りに似たるべしこは昔愛宕下青  
松寺なる倉橋氏（井上氏とも）の僕が始し事なりとぞ  
(倉橋内匠井上助之進)○松平隱居少將一心齋殿は活  
氣の人にて器量才智世に知られし也寛政何年にか有  
平越中守へ相斷られ少將殿本格供にて吉原大門掲書  
にも厭なく二本の長道具鎗を先に立五町まち不残し  
けん吉原町見物に參られ候旨時の執政御用番なる松  
づかに巡見有て歸られし事有き今はかゝる事仕給ふ  
諸侯時世につれてや更になし

右は寛政度御政革の最中なり

(タウモロコシを煎して雷震の人を洗ふ事本草綱  
目附方に見へたる故方便説を云し物か一ト年中の  
郷前栽場にて赤タウモロコシを多く作り出せしが  
買ふ人少かりし故淺草の四萬六千日に持出て雷除  
の守りといふて賣しかば夥しく賣たり爾後一ツの  
名物となれりとぞ遠き事にもあらずといへり明和  
寛政中前田春策といへる名醫の傳に雷神家へ落た  
る節居合候もの手足など雷火にてやけどすれば手  
の五指とも火毒にてはなれざるもの也これをはな  
すには唐もろこしを火中にくすべ其煙を手にかざ

せば自然と指はなると云々)

○天明寛政の頃は初鰹といへば甚價尊く日本橋へ初  
船の着し日は年によりて鰹一本價金三兩をもて換へ  
しこは右町に在し豪家林治左衛門方にて初松鰹のさ  
し身を振舞れ價を聞て驚し嘶を聞ぬ夫も一日／＼と  
價下りて古脊と成て盛の頃は價甚賤敷今の如くにあ  
らす予が父甚鰹を好まれしかば有ぬる日は出入の鼻  
ひしげの魚屋持來らずといふ事なし故に子耳に覺へ  
しは古脊と成ねればいかに大鰹にても一本の價二百  
孔を過さず今は初鰹も夫程に尊からず又古脊といへ  
ども中々價賤しからずいかなるゆへにや  
○寛政頃までの紙薦は今の如く横骨多く入しはなし  
八枚張以上ならでは七本骨といふはなく皆五本骨な  
りし繪様は京山翁が記せし如く其價賤く一枚張十六  
孔二枚張三十二孔四枚張六十四孔子幼かりし比しば  
しば求て今尙覺へ居れり寛政八年の頃鐵砲洲船松町  
に室崎屋といへる今の如き大紋のはんてん武者繪な  
ど極彩色といふべきを書き大風仕立て一枚張にて  
も骨七本入りを賣初めしに殊の外流行て予もしばし

ば父へねだりし事有其價今の如く一枚張三十二孔二  
枚張にて五十六孔四枚張百二十四孔なれども彼室崎  
屋の紙薦にあらざれば子等もいやしめる位なり其  
後數寄屋ばし御門外彌左衛門町と覺へたり和泉屋と  
いへるが又室崎屋同様の紙薦をひさぎて流行す是今  
やうの奢の紙薦のはじめなり  
○不斗思ひ出るまゝ是も昔をしのぶ一端ならんと記  
しぬるは寛政三四年の頃にか有けん世上一圓風邪流  
行て大人小兒是に犯されぬはなし殿中伺公の面々長  
髮人少も苦しからずこの御書付出し程の事也其頃の  
街唄にそれは大にお世話へといへるが殊の外流行し  
故お世話風といひき其翌春の新板に醒齋翁の作にて  
お世話風を趣向の種としお世話といへる流行妓女有  
て彼が許へ通へるものいつしか床にいればお世話團  
扇をもてあふぐにたちまち襟元ぞつとして皆此風に  
犯さるゝといふ青本至て行はれて手も持たりしがは  
や六十年のむかしとなりぬ  
○京山翁が十八大通の事記したるに付て思ひ出るま  
ま予が知れるをこゝに二人記す一人は本所三ツ目に  
其比住れたる七百石とりの御旗本なりしが大通と呼

れし名殘子孫まで貧苦の病いえず當人も證據を面に  
残し鼻無かりし也今一人は其頃築地に住れし四百石  
とりの是又御旗本也其頃は相應に手廻し家なれども  
通人と呼れし程の執行に散財多く貧苦子孫に至れり  
しかれども此人一奇人にて其身死すべかりし前年の  
十月私は來年七月四日には天命終るべし故に暇乞の  
爲來りしなり馳走なれとて親類其外心易き方へは不  
残右之通り言て誰一人實誠と思ふものもなかりしが  
果して翌年七月わづか二日病て四日といへるに病死  
せり易人相等には聊か知らぬ人なりしがいかなる事  
にて斯有しや奇といふべし今は其人の孫の世にて至  
て武人なり當時は難有君恩に御足高なり追々貧苦も  
薄らぎし右兩人とも姓名はもらしぬ

○玉屋山三郎は素を勤る人に非すと思へり併都て妓  
家の主人は奢侈廣大なるものか知らず又玉屋も北櫻  
の利鮮身に染て改心せしが過し天保年中の類焼に玉  
屋既に亡んとせしを吉原町開發よりの家は唯玉屋一  
軒なるを惜ませられ難有御恵に吉原中不殘北櫻へ召  
出され（時の奉行遠山左衛門尉殿）吉原町惣妓家并茶  
屋／＼よりも助合玉屋亡ひざらんやう取計ふべきの

命有りて別て山三郎へ尋の趣には平日の賣徳且暮し方都て委く尋在し度甚奢侈の事多かりし故直々に利解有て奢侈を戒められし事予直に聞し事共なりき

因に云寛政三年市村座にて春狂言に富本豊前太夫上るりにて兼之丞後に仙女半四郎春駒の所作上るりは

元祖櫻田治助作吉原町の女郎名盡しの文句此時舞

臺には澤村宗十郎義家にて萬才のすがた市村門之

助景政にて才藏の扮花道にて右春駒の役者は善知

鳥安かたの娘にて姉妹の狂言(作者治助)大あたり

なしぬ女郎の名を文句に入れし故其妓一人より謝

禮二百疋づゝ治助方へ贈りしと治助亡兄に語られ

けり此時おのれ廿三歳にて右の狂言猶見るが如し

吉原も芝居も盛んなりしは春駒の文句を味てし

るべし(和尙案京山の説と見ゆ京山然り)

(此説は玉屋にあらず扇屋宇右衛門が事也)

○寛政七年都傳内座にて春狂言にて五人切宗十郎原

五兵衛片岡仁左衛門三五兵衛仙女菊之丞藝者小萬五

大力めりやす五人切並木五瓶作此狂言日數七十日あ

まり興行中頃衣裳を仕かへけり古今の大あたり江戸

をうごかせぬ

### 儒 識

古人之迹今人考之今人之迹後人或覈焉古人之迹已難  
考操觚之士當勞焉則今人之迹後人或勞其考索也山東  
翁考古之士也而亦有此著以省後人之勞其功不偉乎哉

## 浪華五俠傳

## 浪華五俠罪案

浪華の俠客五人男と唱しものは曲亭子の簽笠雨談にくわしく載たりそれはもと無類のあふれ者なり其名を曰く先鷹金文七は奈良町雁金屋七兵衛後家の兒にして年廿八これをかしらとす其手に屬するもの博勞町の庵の平兵衛年三十立賣堀中の町極印屋庄兵衛が兒極印千右衛門年二十三坂本町の雷庄九郎年三十一天満六丁目七兵衛が兒ほての市右衛門年二十九是を浪華の五人男といふ猶此外にかいだての吉右衛門からくりの六兵衛因果の平兵衛などいふあふれ者は川舟手舟の飛乗して半俠半賊の悪徒なりし元祿十四年六月六日の夜喧嘩の時庵の平兵衛人を刺殺したる事よりおこりて同年八月二十六日五人の者並喧嘩屋五郎左衛門の輩まで同じ法場にかばねをさらせり又讚岐屋町に道具屋與兵衛といふものあり異名を親仁の三郎といふこれあばれ者にあらずといへども彼五人の者に脇差を借りさせてさゝせたるといふに處せられて

津の國の住居をゆるされずなりぬと曲亭子の浪花に遊ぶの日其實錄を聞たるよし也今爰に抄出すまた明和年間印本淨瑠璃外題年鑑(岡本文彌同阿波太夫)に元祿十五年八月二十六日御仕置になり同年九月九日より鷹文七を出したると載たり江戸劇場にて此狂言をなしたるは享保十五年中村座秋狂言名月五人男に文七に扮す者萩野伊三郎平兵衛に扮する者坂東彦三郎千右衛門に扮する者澤村宗十郎市右衛門に扮する者大谷廣治庄九郎に扮する者二代目團十郎なり五人男のせりふは團十郎宗十郎の兩人の作なるよし殊の外の出來狂言なりしとて鳥亭焉馬の芝居年代記にくわしく見へたり此大津繪の作も正徳享保年間のものと覺ゆ操り芝居の木偶をうつしたるものと考らる辛巳の晩夏江山堂より持來りたるを疊ひ得たり偷間書屋主人しるす

再記元祿十五年かの俠者刑罪になりたること當時官府に書留たるものを得たりいま一本を寫して此繪に附し置ぬ前にしるす雨談といふ所と聊違ひあり讀てしるべし



新編のもしせ布袋年幼保草男八五繪津大

浪波江のあしき友にもましわれば  
いつしかそまるいつかりがね

八九翁蜀山人

元祿十六年未年七月御用帳に記之

町中あはれ者御詮議留書

御使 羽津元右衛門  
杉原彌左衛門



一元祿十四巳六月七日南久寶寺町四丁目年寄町人訴出候は町内戎屋庄兵衛備屋河内屋五兵衛方に雇置候喜兵衛と申者昨夜四ツ時雑屋町通り候處辻合にあはれ者に出合打擲に逢其上手疵負生死難計體に御座候あはれもの、内上難波町木挽庚申の勘兵衛と申者見覺候由申聞候に付則右勘兵衛居町え届置候間御斷申上候旨に付御用番中山半右衛門殿におるて太田善太夫殿御立合にて羽津元右衛門杉原彌右衛門被召出右場所被越手負喜兵衛手疵見分致惣て町中にあはれ者令徘徊往來之者え手を負候段被召聞及申に付此度急度可被遂御穿鑿之條喜兵衛申口承届可申旨被仰渡候檢使被差遣候上御詮議

之次第

一南久寶寺町四丁目戎屋庄兵衛備屋河内屋五兵衛方に雇置候喜兵衛手疵致見分候處左之腹脇長サ四寸計深サ二寸程之切疵一ヶ所脇出有之候に付療治申付候上喜兵衛に様子相尋申候事

萬年長十郎殿御代官所  
攝州九條村百姓又右衛門伴

手負 喜兵衛申口

二十二歳

南久寶寺町四丁目工屋嘉右衛門借屋

三木屋

勘兵衛申口

二十二歳

同町松屋利兵衛家主河内屋太左衛門  
借屋播磨屋八兵衛下人

五郎申口

十九歳

致打擲刺へ左の脇腹を突切申候夜中之事故何者突候哉覺不申候然共庚申の勘兵衛儀は兼て見知候間同道之者共御詮議奉願候尤遺恨受可申覺悟無御座候

一私儀河内屋五兵衛方に年來奉公相勤暇を取又右衛門同家に罷在候處此節五兵衛商賣之用事多候に付去る四日より被雇罷越相勤候昨夜家業仕舞候以後同町三木屋勘兵衛播磨屋八兵衛下人五郎令同道西横堀之濱側え納涼に罷出候處北久太郎町濱側にて上難波町木挽庚申之勘兵衛今一人同道にて通り合庚申の勘兵衛より私共え行當候得共此方より咎め不申除通り夫より雑屋町筋罷歸候處庚申の勘兵衛並同道四人加はり跡より暮来り雑屋町辻合にて庚申の勘兵衛五郎を捕へ兎角不申理不盡に打擲いたし候に付私咎め候得ば右同道の者共私を捕へ又々

上難波町池田屋吉兵衛家守  
粉屋太兵衛伴

庚申之

勘兵衛申口

一昨夜町内板屋三右衛門下人市兵衛と申者西横堀納涼に罷出材木河岸罷通り候處三木屋勘兵衛喜兵衛

五郎三人連にて行違候に付私共方よりなぶり掛候

得共曾て手向不仕行過候跡にて市兵衛私え進め候は右之者共追掛打擲いたし候得と申に付若氣にて

令同道雛屋町にて追付右五郎を理不盡に打擲候處三木屋勘兵衛喜兵衛日頃見知たる者を狼藉成仕方之由申候に付市兵衛諸共右之者捕へ抓合候處え博勞町あばれ者庵の平兵衛通り合懷劍を以喜兵衛に手を負せ立退候尤私共より平兵衛え頼み候儀にては無御座候故喜兵衛手負疵を見受驚入逃かへり候以上

上難波町板屋三右衛門下人

市兵衛申口

二十四歳

一三木屋勘兵衛喜兵衛五郎に對し庚申の勘兵衛あばれ候處三人之者共取合不申行過候に付右之通にては被捨置間敷候追掛致打擲候へ共私若氣にて進め候段誤入候あばれ者の庵の平兵衛儀は不計通合候

て右之喜兵衛に手を負せ候尤私共頼候儀にては無御座候此外庚申の勘兵衛申上候通無相違候以上

博勞町河内屋吉右衛門借屋庵の平兵衛申口

三十歳

一昨夜四ツ時雛屋町通候得共庚申の勘兵衛木挽の市兵衛相手三人と致喧嘩抓合申候に付引分候得共承引不仕候故右相手三人之内一人之脇差を私懷劍を以突切申候處庚申の勘兵衛木挽の市兵衛逃退候故私儀も立歸候然る處勘兵衛居町え手負え町人より相斷御奉行所へ訴出候山承り候に付可被遂詮議奉存右之懷劍西笠屋町がいたての吉右衛門方え今朝預置申候私儀日頃遊山船または傾城町等あばれ候に付吉右衛門儀も同類故右之譯は申聞隠置候様に頼申候昨夜私手を負せ申候者は南久寶寺町四丁目河内屋五兵衛下人喜兵衛と申者之山御詮議之上承知仕候もつとも兼て存知たる者にて無之遺恨等は無御座候若氣にて右之仕合奉誤入候由申候事

西笠屋町極屋太兵衛借屋中衆吉左衛門同家の弟

一私儀當六月六日之夜雛屋町にて河内屋五兵衛下人喜兵衛え理不盡に手を負せ候段先達て申上候通り

御座候兼て町中往來之者又は川筋遊山船其外傾城町茶屋にてあばれ候段相違無御座候がいたて吉右衛門え預置候懷劍並脇差等は右あばれ候節帶申候然れ共あばれ候場所にて押取等仕候儀終に無御座候私同類は庚申の勘兵衛がいたての吉右衛門に御座候得ば庚申の勘兵衛儀は人に手を負せ候儀は曾て無御座候極印千右衛門と申者強くあばれ町中にて押取仕候由白狀

元祿十四年巳六月七日入牢

同年十二月二十二日牢死

かいたての

御障日に付死骸引捨

吉右衛門申口

二十五歳

一私儀從年庵の平兵衛ほての市右衛門庚申の勘兵衛に突合町中往來之者又は川筋遊山船其外傾城町茶屋にてあばれ候段相違無御座候あばれ候場所にて押取仕候儀は無御座候得共去年六月傾城町にてあばれ候節相手の町人帶居候脇差一腰ぬき取則手を

第

元祿十四年巳六月七日入牢

同十五年午八月二十六日死罪獄門

庵の平兵衛申口

三十歳

負せ申候此脇差は南久寶寺町一丁目平野屋長右衛門借家くら屋原左衛門惣清兵衛え預け置申候且又

當五月十日夜五幸町濱にて江戸堀三丁目かきや五兵衛と申者え三ヶ所手を負せ候此脇指て御詮議を爲可遁上難波町たばこや七兵衛え預け置申候尤人をあやめ候段申聞隠置候様に申候庵の平兵衛より當七日の朝懷劍一腰並脇差一腰預り候段平兵衛申上候通前夜人をあやめ候様子委細承届候上預り置申候此段先達僞申上候儀は奉誤候怒て町中にあられ者七組の頭鷹金文七極印千右衛門其外喧嘩屋五郎左衛門神鳴の庄九郎かくりの六兵衛鳶の勘右衛門等は押取仕候白狀

巳六月五百手鎖預け

上難波町綿屋太兵衛借屋

たばこや七兵衛申口

一かいたての七右衛門去月十一日私方え脇差一腰致持參昨夜及喧嘩人をあやめ候間御穿鑿可有之と存候此脇差預け置度旨申候故日頃任入魂預り置申候段奉誤候然共私儀吉右衛門同類のあられ者にては無御座候由候事

一私儀十年以前大坂え罷越宿なしにて川船加子飛乘

於生國播州池尻村

五郎左衛門申口

三十七歳

一私儀九年以前大坂え罷越宿なしにて船の勤仕業落則家主年寄町人え尋被仰付候所段々尋出召連來牢舍被仰付被遂御穿鑿候事

右之通あられ者共坂本町加島屋太兵衛借家神鳴庄九郎宿なし喧嘩屋五郎右衛門からくり六兵衛同六月十日召捕入牢被仰付候奈良屋町雁屋庄三郎惣極印千右衛門船町増田屋長右衛門借屋鳶勘右衛門以上三人御詮議始候を承令欠

南久寶寺町一丁目平野屋  
長右衛門借屋清右衛門惣  
清兵衛

一此者かいたての吉右衛門人をあやめ候脇差を預け居候由吉右衛門白狀之處御詮議前令欠落御帳に附候故に及御沙汰候之事

仕候處若氣にて町中集々場所え罷出喧嘩を好みあれば方々にてさすかをもつて相手に四度手負せ申候その外人を打擲仕候儀十四五度も御座候然所去年十一月傾城町にて往來の町人えあられ掛候得ば大脇差を拔手向候に付則ふみ倒し右脇差奪取夫より常々私帶申候其後去年十二月傾城町にて一度當二月五日五幸町にて一度あられ候時分人に手疵負せ申候右あられ候節鼻紙入頭巾等押取申候神鳴庄九郎儀は前々より同類にて御座候得共當春新三十石船にて盜勵候故當三月より不通仕候只今七組と申あられ者鷹金文七極印千右衛門鳶の勘右衛門組合に入このもの共取立宿持に罷成居申候からくりて強あられ去冬は夜中往來之者を追ねだり立申かけ押取仕候由及承候今程は無宿故居所は不存候之白狀

巳六月十日入牢  
午四月二十三日牢死引捨被仰付

浪華五俠傳

宿なし  
からくり六兵衛申口  
二十四歳  
一私儀八歳之時より父母に被捨宿なしにて船の勤仕業餘命を送り候今程町中にてあられ候人々申立候得共終に一度もあられ候儀無御座候當四月御幸町にて往來之者に行當り及喧嘩候節相手さすかにて私顔一ヶ所右の手の甲一ヶ所突申候に付逃去候夜中故相手をも見覺不申候尤私喧嘩屋五郎右衛門と一所に船乗勵致候得共あられ候時分手合に成候儀無御座候由白狀

巳六月十日入牢  
午八月二十六日死罪

坂本町加嶋屋太兵衛借屋

神鳴庄九郎申口  
三十一歳

一私儀數年宿なしにて川船飛乗加子致罷在候處若氣にて人集之場所におむてあられ候事數十度之儀に御座候去年冬迄は喧嘩屋五郎右衛門三ツ引治兵衛

六百五

等申合あはれ候得共去年十一月より七組と申あはれ者鴈文七極印千右衛門爲勘右衛門組合に入候様

にと進め申候に付同心仕則三人之者共私を取立一

宿持に致吳候依之當二月以来喧嘩屋五郎左衛門と

不通仕候私帶候大脇差を讃岐町親仁三郎事道具屋

與兵衛と申者より借用致候この與兵衛はあはれも

のを引廻し出入等有之時分可取扱仕者にて御座候私儀人に疵付候事三年以前南堀江にてあはれ者はほての市右衛門同道の町人四人召連罷通候所三ツ引治兵衛喧嘩屋五郎左衛門私申合あはれ掛り相手の町人一人私棒を以致打擲疵付申候五幸町にて往來之者え脇差にて切疵一ヶ所雜喫場町浦屋嶋之町人利右衛門え及打擲棒疵一ヶ所白髮町にて往來之者脇差にて疵一ヶ所以上五ヶ度手を負せ申候右あはれ候時分頭巾鼻紙入等押取申候且亦去年極月新三十石船にてふとん一ツ盜取申候此外町中にて追取物致候儀無御座候三ツ引治兵衛は度々追取り勧候儀及申候由白狀

午七月二十日牢死

同夜引捨被仰付候

社町増田屋長右衛門借屋

とんび勘右衛門申口

二十四歳

一私儀父先年病死同家へ罷在雪踏はなをひねり渡世仕候處若氣にて七組と申あはれもの共に付合餘情を以數年あはれ廻候處長堀間屋橋にて極印千右衛門手合にて相手一人に脇差を以淺手を負せ申候此外私一分之働きは不仕候鴈文七儀は私共頭人にて御座候私帶候大脇差は讃岐屋町道具屋與兵衛より借用申置候此與兵衛儀私共え脇差無損料借吳候儀は人立之場所え出候時分私共後見致し遣候去年九月よりあはれ者仲間の親方分へ賴異名を親仁の三郎と附申候文七儀は與兵衛と心安く致候得共頭人之事故親方分には不仕候三ツ引治兵衛儀つよくあはれ候段相違無御座候宿なし故居所は不存候私儀此度あはれ者神鳴庄九郎被召捕御詮議にて候段及承同類之儀故難遁奉存候母手前致欠落候處母を被召出尋被仰付候旨承傳無是非家主方迄立歸候由白狀

巳六月十八日入牢  
未七月八日御追放被仰付

生所加州新井村

讃岐屋町播磨屋市兵衛借屋

平野屋六兵衛養子

おやちの三郎事

道具屋與兵衛申口

奈良屋町雁金屋長兵衛後家  
同家之悴

鴈文七申口

二十八歳

一私儀實父病死仕候故五歳之時分六兵衛養子に罷成右道具商賣仕候然處町中群集之場所にてあはれ者有之人々及難義候故七組と申あはれ者共近年心安く附合神鳴庄九郎とんびの勘右衛門え脇差を貸置其恩を以群集之場所にても私後見致吳候右一分の圍ひ不出来候依之あはれ者共親方之様に申なし其上藤右衛門町伊右衛門と申者私に意趣を含候由及承候付彼者共を賴堀江住吉橋にて打擲爲致可申と存立合候所右之町人出合押候に付不遂意趣尤私一分にてあはれ候儀無之由白狀

卯四月廿三日入牢巳六月十九日入牢二度入

午八月二十六日死罪獄門

あるき何れも軽き者共故私をおのづらから重くあ  
しらひ候に付頭人之様に能成七組と名附申候私家  
内に有之候脇差五腰合口一腰鎗一筋並懷劍はあば  
れ候時分帶申候尤自分持傳又々買求之腰之物にて  
御座候あばれ候場所にて押取仕候儀は此度神鳴庄  
九郎被召捕候段及承私儀は遁間敷と存候て攝州星  
川村伯父三郎兵衛方へ立退候處嚴敷御尋被仰付候  
故親類共罷越候に付早速立歸申候若氣故町中にて  
あばれ候段奉誤候三ツ引治兵衛と申者強くあばれ  
廻り殺害仕候由及承候宿なし故今程は居所不存候  
由白狀

巳六月廿三日入牢

午八月廿六日死罪獄門

生所大坂

立賣之堀中之町今津屋七兵衛借屋

極印屋庄三郎忤

極印千右衛門申口

二十三歲

一私儀十八歳之時より友達共に被誘二十一歳まであ  
ばれ棒鼻捻削木等にて人々及打擲數覺不申二十一

歳にて元服仕り親庄三郎脇差を吳申候付夫より領  
城町にてあばれ相手三十人計切立十人計に手を負  
せ申候其内齋藤町しかの長兵衛に深手を負せ申候  
得共場所を立去候付不及御詮議其以後領城町並長  
堀間屋橋大日橋にて三度相手に手を負せ候に付去  
所同年冬庄三郎え訖言仕立歸候其以來小濱町五幸  
町堀江住吉橋にてあばれ候節相手に手を負せ申候  
同類鷹金文七とんび勘右衛門神鳴庄九郎道具屋與  
兵衛にて御座候文七儀は私共頭人に致七組と名附  
申候與兵衛儀は一分にあばれ申候儀無御座候得共  
私共を後見に仕權威と振ひ候爲親方分に申合置候  
依之異名親仁の三郎と申候右之通數度町中あばれ  
候得共殺害仕候儀は無御座候其外右之場所にて頭  
巾三ツ押取仕候得共懷中腰之廻り盜取候儀無之候  
若氣にてあばれ候段は奉誤候此外三ツ引治兵衛は  
ての市右衛門儀は於町中に強くあばれ候由及承候  
得共今程は居所不存候由白狀

右之通あばれ者共白狀に付三ツ引治兵衛はて  
の市右衛門行衛被遂御詮議候處三ツ寺町松屋

吉兵衛借屋吹大工六兵衛方に三ツ引治兵衛當  
正月追出居候て罷出候由相聞被遂御吟味候處  
當正月六日迄致寐臥候得共家業不仕候故追出  
し其後は行衛不存之由申候其外日向町小村屋  
喜右衛門借屋木挽治郎兵衛と半町鹽屋喜右衛  
門借屋幕屋長兵衛備後町二丁目鳴石屋太兵衛  
借屋綿井理右衛門同借屋奈良屋三郎兵衛可存  
筋有之段々被遂御吟味候處三ツ引治兵衛儀生  
國阿州にて人を殺當地へ立退候由致沙汰其上  
町中にて強くあばれ候故人々宿仕候者無之う  
ろたへ廻り今程の行衛不存候由銘々口書有之  
ほての市右衛門儀は天満六丁目打屋久右衛門  
借屋七兵衛伴にて候處あばれ者故追出宿な  
しと罷成行衛不存知候依之兩人共見合次第召  
捕可申旨被仰渡候事

同年七月十一日手負喜兵衛疵平癒仕候旨南久寶寺町  
四丁目年寄町人斷來候に付翌十二日被仰渡候次第

攝州九條村百姓又右衛門忤

手負 喜兵衛

一右は手負せ候庵の平兵衛儀あばれ者に相極候故喧

嘵之不及沙汰に條構無之候事  
南久寶寺町四丁目播磨屋八兵衛下人  
五郎  
同町工屋加右衛門借屋三木屋  
勘兵衛  
一右五郎儀口論之相手故預け置候得共詮議之上越度  
無之に付預差免勘兵衛儀は同道迄之事故構無之候  
事

上難波町綿屋太兵衛借屋

多葉粉屋

七兵衛

一右はかいたての吉右衛門人に手を負せ候子細を乍  
承其脇差預候段僉議之上相口不届に付依之手鎖を  
懸置候得共此度は口宥免候向後可相慎候旨之事  
同年八月八日被仰渡候覺

上難波町坂屋三右衛門下人

市兵衛

一右は此度庚申の勘兵衛あばれ候節今荷擔不届に付  
依之牢舍申付置候得共詮議之上兼々不溢候に付居  
所無拂令赦免候向後急度可相慎候事

同年十一月八日被仰渡候覺

上難波町粧屋太兵衛惣

庚申之 勸兵衛

一右は當六月難波町にてあばれ候付牢舍申付候段々  
僉議之上兼てあばれ候儀無之候に付此度は赦免候  
重て於町中我儘之効於有之は急度可令沙汰條可相  
慎尤居町構無之候事

右之通中山半右衛門吉田善太夫殿被仰渡候事  
翌年午六月二十二日ほての市右衛門儀天滿六丁目粉  
屋文右衛門借屋七兵衛方え立歸候段附來候に付早速  
被召捕候月番松野河内守殿御吟味之上牢舍被仰付御  
僉議に及候事

午六月二十二日入牢二度入

同八月二十六日死罪獄門

生國大坂

宿なし

ほての市右衛門申口

二十九歳

一私儀父七兵衛同家罷在候處常々喧嘩好候故あばれ  
者之由父七兵衛も借屋難儀仕候に付私被追出宿な  
し能越私廿一歳以來町中にて人々打擲仕候儀數度

親仁三郎事

道具屋與兵衛

一右はあばれ者共に組合町中令徘徊候段不屈至極に  
付然共人をあやめ候儀無之に付死罪を宥攝河兩國

今追放候此上立歸候はゞ曲事に可申付事

右之通御月番松野河内守殿被仰渡候事

羽津元右衛門

死罪獄門

庵の平兵衛

年三十歳

元祿十六年未七月八日御使 杉原彌左衛門

杉原彌左衛門塙割組に付立會

松井興右衛門

あばれ者科書

奈良屋町鷹金屋七兵衛後家惣

死罪獄門再牢

鷹金文七

死罪獄門

極印屋庄三郎惣

極印千右衛門

年二十三歳

一此者おくひ町夜番打擲仕並立賣攝濱にて町に手を  
負せ其外町中にてあばれ對實父母不幸之効有之由  
實父母訴に付三年以前牢舍被仰付同年實父病死母  
依願出牢重てあばれ候はゞ御仕置被仰付候旨被仰  
渡候以後傾城町にてあばれ相手十人斗に手を負せ

吉右衛門 死罪獄門 巳三月二十二日牢死引捨被仰候 年廿六歲

がへし仕候並町中にて其々あばれ候節頭巾三ツ押取候常々大脇差を差あるき家内に大脇差三腰有之候鷹金文七組合之者に候事

坂本町加島屋太兵衛借屋 死罪獄門 雷庄九郎

年三十一歲

一此者町中にて數度あばれ相手に手を負せ候段五度有之候相手之頭巾二ツ押取並三十石船にて蒲團二ツ盜取候差あるき候大脇差は極印千右衛門道具屋

與兵衛より借用仕手前に所持候事 宿なし

死罪獄門再牢

ほての市右衛門

死罪獄門 五郎右衛門 年二十七歲

一此者町中にて數度あばれ相手をさすがにて四度脇差にて三度手を負せ申候あばれ候節相手の大脇差一腰並鼻紙入押取申候右の大脇差常に差ありき候事

午六月廿日牢死

勘右衛門 年二十四歲

一此者鷹金文七と同道仕折々あばれ候得共一分之勵き不仕候三年以前長堀問屋橋にて極印千右衛門同

道にて相手一人を脇差にて手を負せ申候其外傾城町にて折々あばれ指ありき候大脇差は道具屋與兵

吉右衛門同家弟 かいたての

粉屋太兵衛悴 粉屋太兵衛悴 巳十一月八日御赦免 庚申の居所無構事

午四月十九日牢死 からくり

勘右衛門 年二十一歲

一右は河内屋五兵衛下人喜兵衛並五郎にあばれかゝり致打擲候のみにて終にあばれ候儀無之旨自狀仕

但し庭の平兵衛かいたての吉右衛門差口にて牢舍を罷仰付候八歳より宿なしにて旨白狀仕候事

右之者共巳六月被召捕牢舍被仰付拷問之上段

段自狀仕候依之如此御仕置可被仰付旨巳十一月被仰出候以上

午二月

杉原彌左衛門

羽津元右衛門

永牢 親仁の三郎事

未七月八日攝津國に於て 興兵衛

追放被仰付候事 年二十七歲

一此者あばれ者共日頃出會とんびの勘右衛門雷庄九郎脇差を借置人集の場所え出候時分一分の圍ひに仕候其上藤右衛門伊右衛門と申者意趣を含候事及承合はあばれ者共を頼城江住吉橋にて打擲爲致可申所町人出合候に付不遂意趣候旨白狀

上難波町池田屋吉兵衛家守

## 猿樂沿革考

川崎重恭識

天照大御神の隠座する岩屋戸を細開て御覽して八意思兼神の遠慮深謀たまへるより出て天宇受賣命の神樂の長となり給へるに起り高天原動而八百萬神共咲（古事記）とある如く彼命の猿女舞の雄々しく樂しく可咲かりけんはさらなり八百萬神の御心とりもちて大御神の御怒りをなごめたまへる吉例のまにく鎮魂祭代々に行はれて古語拾遺に凡鎮魂之儀天鉢女命之遺跡また天孫本紀に鎮祭之日猿女君主其神樂などありて其様は貞觀儀式に御巫舞訖次諸御巫猿女舞畢とみえ江次第にも神祇官雅樂寮神樂次御巫衝守氣とあるごとく御巫猿女共に宇受賣命の裔孫の仕へ奉れる神事にて彼命の裔たる猿女君の血脉はたえつゝも他姓の人にはさへ猿女君の尸を賜ひて神事に仕へまつらせたまへりける（そは延喜の臨時祭式に凡御巫取庶女堪事充之但考選准散事宮人とあるをもて知るべし）さて此御巫の神樂事仕へ奉りて神の御心執り申

に説かれつれど師はなほをかしの義といはれたりなほ委しくは師の古史傳を見るべし）かくて時世沿り革り上代の俳優神樂はさてありつゝ漢籍韓人ともこら參來てより已來唐高麗また遠き戎の國なる樂といふものとも數多く傳はり來つゝ（皇極紀なる八佾舞續紀なる大唐樂百濟樂高麗樂新羅樂度羅樂林邑樂勃海吳樂また五常太平樂長者舞拔頭陪臚鳥菩薩など尙此外にもいと多かりぬべし）尙上宮厩戸皇子など西戎の樂どもをもうつし作りたまひ（拾芥抄上末樂目錄の下に舉たる名どもの中たゞに西戎より渡れるものと皇朝にて作られたると混れ用ひられたる中には厩戸皇子のものしたまへるも多しま賀殿十天樂があるをも思ふべし）皇朝にも雅樂寮大歌所などを定められ今世に所謂古樂いと多く出來にていよいよます／＼音律曲調にからめられつゝ假令吾が手の左する勢なるも右をもてし吾が聲の高く唱はるゝ曲も低くものするやうのすちはた出來ためるかくて往昔折々にもてなしけむ久米舞國柄伎立出舞小墾田僻陋節僻筑紫舞諸縣舞倭舞駿河舞其餘神樂催馬樂な

すも天皇の大御側にいつき奉る内侍たちの君と臣とするは所謂神樂なる故をもて神代紀岩屋戸の段に巧作俳優また同下卷火須勢理命の火達理命に吾將爲汝俳優之民とのたまひて足占云々の舞したまひしその舞業とも、絶えず其命の裔たる隼人どもに傳はり來つこれはた弟命の御心解かむ御謀より出れば神樂といひ俳優といふも其原は只をかしき業を巧み出でればのちに猿樂業など云ふは更なり神樂も俳優より起りければ決めて古は漢風の嚴ならず可笑きわざなりけむを今の世に傳はる神樂歌譜といふものに大かた曲調をしるしたるは漢籍參來てよりのち詰屈に謠諺などの和射に同じく誰がをしふるともなく己が心よりもなく猥に謠出らるゝ規矩もなき歌辭をいふヲギはをかしの約まれる辭なり（鈴屋翁は招の義

どの類古に近く今に疎く法則曲調こちくしからぬは鄙め貶しめ専らに雅樂（上にいへる唐高麗亦皇朝の新製なる樂どもをいふ）をのみ用ひらるゝ世とはなりけめ夫よりはるかに世おし移り足利氏の奏政したまふころより猿樂といふ一種の舞わざ出來て大將軍家の式どもには何によらず用ひられ所謂雅樂は公にもてなし給ひ將軍家には猿樂を頗ち用ひたまふ御定のごとなり來にける抑此猿樂てふものは禪僧宜竹が書ける翰林胡蘆集といふもの（和事始卷五所引）に大優者の伎は秦河勝に始れり今此伎をなすもの皆其後胤なり云々村上天皇萬機の暇太子の筆する所の申樂延年記を見たまひ群臣に告て曰く上諸神を敬ひ下萬民を安する事申樂に過たるはなしとて則河勝が遠孫秦氏安に命じて重て此伎を興す又紀氏あり氏安が女弟婿なり故に二人共にこれを起し日々大内の殿前に舞ふ天皇六十六番は事しげくして一日に終りがたきを以て其事を抽て三十三番とす稻積翁代積翁父承是也云々太子神樂の神の字をわけて申樂と名づくとあり和漢三才圖會卷十六藝能部の下謠の條に按謠近世之製以比漢謠歌者也俗倫本出於聖樂而和十二

律用敷品樂器奏之也不容易因後世賛之以扇謳舞謂之猿樂又謂之能或云聖德太子百濟味摩之等傳來樂加之依神代猿女君樂以笛鼓調改扇舞曲新製三鼓爲舞伎謡始製謡舞樂秦川勝從而製之住吉大神更感之請奏祭場太子重製三當前製三十三番後製神請三番名之爲猿樂云々猿樂或謂依猿女君之樂或見猿以扇舞蹈作之故名猿樂並非也凡物似真者稱犬（犬筑波集大椒之類）是亦比正樂則野鄙故稱猿樂耳といへり豊聰耳御子猿樂を作り起めたまへるといふはあらぬ事にて實は今の世の猿樂能を古き世より在けむ物にせし後世人の誣罔なるへしそはいかにといふに此事正史實錄に見えし由なくはた所謂雅樂ともの中に此皇子の作り給へるといふもこゝろあるをその雅樂を作り給へらむ皇子の再真樂を混るべき舞樂をばいかゞは起製たまふべき又代々の天皇かりそめの御遊にも真樂とも時にしたがひてものせさせたまへるよしは書にも見えたれど稻積翁などの舞樂を用られたることのふつに見えぬをいかにせむ（案に厩戸皇子の古樂を作りそへたまへるといふ説を猿樂能の事に書なしつるものにぞあるへき）且その名とも、新猿樂記なる呪師侏儒舞

蝦漬舍人などいへる似通て同じ類の舞事なりけむと推度るゝにつけてもよし實に厩戸太子の作りたまへるならむも今のが能といふものゝ類にかはりて公事のむべくしき際に非ざりけむ事灼然なむ（なほ下にいふを見るべし）さるを太宰純といへる儒者が吾國古公家全盛時ハ唐朝ノ禮樂ヲ習ハシテコレヲ朝廷ニ用ラレシニ武家ノ世トナリテヨリ禮樂廢レテ用ラレス室町家ノ時云々猿樂トイフモノヲ樂トナシテ朝廷ノ儀式ニ是ヲ用ラルなどいへるは其時世の風俗をも辨へず己が臆度に出たる杜撰なりける（そは往昔の樂といふものは諸越の唐といへる頃のものなりと思ひたる偏屈なるをもてもしるべし高麗百濟新羅又天竺といへる國の樂さへあるを知らでやありけむ）足利氏の將軍家と申しけるころ武家漸く文華に誇りて武備を失ひいと柔弱なる時世なりけれどさすがに公の雅樂をもて玩びぐさにせられんは上を僭るさまなればにや鹿苑院准后的童坊觀阿彌とかいふものに課せてはじめて謡曲舞伎を作り出られつゝも古くよりいひ馴たるさるがくといふ名を命せてひろく世にももてはやさせ給へりけむをさはれ朝廷に雅樂を捨

て専らに猿樂をのみ用ひさせ給へりしには非ず遙に世移りて慶長三年の御ゆどのゝ上の日記にくろ戸の千遍の御樂七月六日大佛くやうの樂の道具の事八月二十日などありて其ころ豊臣太閤の猿樂能を好み給へりしに并せて同じ日記六月二十二日はるゝの下に奈良に能の上手有るよし聞し召て御覽せられたきよし十三日にたゆふ後朝に參りてうたひまゐらせ候御所望にて御能九番ありなどやうに朝廷にも御もてあそびぐさにしたまへる世なれど尙さるべき事の折は必雅樂をものしたまへるをもても知るべし（今の世もなほ然るをや）さて猿樂と書きてサルマヒと訓べし（師説に伊勢風土記に中樂をサルマヒと訓たるを例としてかく訓むべしといはれたり）こは猿女舞の略辭にてかの岩戸の前に神懸して胸乳を掛けたるを例こし舞たまへるさまの猿がましく最可笑かりし故に字受賣命を御巫の起原として直に猿女君祖とも申し合せて俳優を雜技如獮猴之狀と唐籍にいへる獮猴の字に因りて猿樂の文字を借用ひつゝのちにはサルガ

クとも唱へしならん（されどかく訓みては樂の字は文字音にて猿の字は訓なりこは所謂湯桶よみといふ物ぞ）されど樂と訓まむはいにしへさまならねば佐流麻比と訓る例に従ふべしさて猿といふ事は源氏物語乙女の巻にさるがうがましくわびしげにまたけうさうしながらはされなんとのたまひて蜻蛉日記に（中卷）天下のさるがうごとをいひのゝしらるめれど又枕草紙にただひと日さるがう事をしたまふ程に又（中の關白殿の事を白して）道のほども殿の御さるがふ事にいみじくわらひて又やゝさらにしらずと口引たれてさるがふしかくるに又おとこのうちさるがひもよくいふが來たるは物いみなれどいれつかし又これは今すこし花やぎたるさるがふ事など打し大鏡（卷六道賴大納言の事をいふ）にいとよく又されおかしくもおはせしなほされみされくつがへるなどいふ事物どもにこゝろ見えて原始はさるまひてふ事より出つゝさるまひさるがひ同音相通はし用ひかふともかひとも活用しはたさるといふ事をさへそされれば卷熊藝門にも左禮戲義といへるも皆猿舞の由に叶へ

りサレザレといふ詞今もなほ訛り傳へてシャレといへり（漢文字の洒落を墳てシャラクの音訛りてシャレとなれりと混へ思ふ人もあれどこは本をすてゝ末を説くにて實によサレ即シヤレなるに幸に洒落の音のシャラクとよまれて義もかつて何となく閑雅に穢げなくなりたるをサレたるといふはサラサレたるにて戯の字の義とは異なれど訛りてはシャレたるなどいふをもてもサレシャレ相均しきを思ふべしかでか石竹をさして雨風に灑されたるにはあらで洒落なりといはむや）かくて後にはサレシャレ再び訛りてチャリチャル坏いひ人を茶にするチヤカスなどいふ俗語も今は詰り嘲る方ざまの詞にのみ用ふれど言義をいひもてゆけばシャレモノといふは即チャリチャルと同じ意なるをやさるに所謂猿樂てふ事は（今いふ能の猿樂を除きて）中古には二様に分れ在りつるとおぼゆそは一つは臨時に當りて俄に思ひ巧むたは業一つは其班なせるものありて今の猿樂座てふものにひとしく（されど其わざの今と等同からぬ由は次々に論ふを見よ）高貴人の玩弄物としてありけむ

なるべしそは村上御製の辨散樂（本朝文粹卷三）に問散樂之起其來尙矣云々仰尋前日之伎歌俯察當今之風俗不關周禮施人之所學亦殊漢典遠夷之所獻云々とて新靺鞨世羅國などいふ義の狀をも舉たまひ貞觀儀式（卷八）相撲節儀の下に次散樂人四十人（四列々別十人）と見え（猿樂を散樂といふ文字事物紀原樂舞聲歌に堀川院の御時おとひにて家綱行綱といふ倍從ありけり無雙の猿樂どもなり（宇治拾遺卷五第五陪從家兄弟互に謀たる事といふ條にもあり）また同書卷十（今本）白川御時陸奥國司師綱被下とき山林房覺遊と云猿樂供に下りけり又宇治拾遺卷五第九一乘寺僧正は云々田樂さる樂などひしめき又古事談卷一久我大相國被申云猿樂ナドヨソ給酒ティマハイ子トイフハ候へ又卷四に散樂ヲ共ニ具シタリケルガ本奈良法師ニテ寢覺の記第一にもあり又東鑑（卷十四）建久五年閏八月二日の下其後於船中興遊如棹一葉參猿樂小法師中太丸參施藝（上下解頤云々）又今昔物語（舊本）卷二十八右近馬場殿上人種合語第三十五に怕恰モ猿

樂ノヤウナルヲ云々また禁秘御抄中卷可遠凡賤事の條に有藝者依其事近召事近代多如寛平遺誠不可然況如猿樂參庭上可止事也（橘常輔神主が梅窓筆記にこの文を擧てトカ、セ給ヒシ猿樂ヲ今俗ニ云能亂舞ノコト、オモフベカラズ建暦ノ比今ノ亂舞トイフモノハナカリシナリといへるは實さる事なり尙次に論ふべし）また義經記卷五靜よし野山に捨らるゝ事の條に近江の國より参りける猿樂などあるは新猿樂記なる水上專女山背大御千秋萬歲飽腹鼓蠟螂舞福廣聖妙高尼形勾當など都猿樂之態鳴呼之詞とある戲うたざれ舞にて（そは此記の打開くより目さむるばかりをしき事どもを書集めて猿樂記と名づけまた此舞名どものいとをかしげなるを以てもされ業なる申を思ひ證せるがごとしさて今一つかゝる猿樂業するものならでも時によりて巧み出しといふは今昔物語卷二十八（舊本）に大藏太夫紀助延郎等唇被咋龜語第三十三の下に世ノ人上モ下モ由无カラソ虚欠シテ猿樂ニ然ヤウナラム危キ戯レ事ハ止可シまた宇治拾遺卷十四高階俊平が弟入道算術の事第十一にたゞわらはかさ

く今の能といふものにも且々似かよひたりけむさて北山殿行幸記に應永十五年三月十五日夜に入て崇賢門院へうちく行幸なる云々さる樂をもわざとせさせられてえいらんあればみちのものどもこゝはと己が能のある限をつくしたるものと見えたるぞ猿樂能の物に見えし始なるべき海人藻芥下巻に勧進の田樂猿樂棧敷に出る事前々は一官一職に至る程の人不望其所然而近代二條攝政殿初て見物せしめ給門跡には梶井門主同く令出給其後公家の輩並諸門跡見物連綿なりまた尺素往來に又爲勸進本座新座之田樂和州江州之猿樂各可播所能候殊見物之志候棧敷四五間打簡可被塞之候又梅窓筆記下巻に三寶院滿濟准后記を引て應永三十四年正月十三日卷簾覽猿樂とあるは今之亂舞にて此記にてみれば貴尊も簾をたれず見たまひしなりとある皆今の猿樂能をいへるにて（因にいふ猿樂の舞業を能といふよしは既く三代實錄卷七に新伎散樂競盡其能と見え西宮記相撲の條に相撲了能俊一番などあり能優などいへども今の能の事にはあらず雜伎をいへるにて文安の田樂記には田樂をも能といへるをもて知るべく各可播所能候またおのがのう

本丸に於て由巳法橋（播州人也）新作の謠芳野花見高野參詣明智柴田北條此五番今春八郎に仕舞を沙汰しがたへと兼て被仰付其傳を受させ給ひ御能を遊し簾中へと見せ参らせられ候はんためとかやとあるを老人雜話卷五に太閤内裏にての能度々の事なり其頃謠を作に明智討高野詣など云ありと見ゆ（これを或ものには豊臣太閤の自らものせさせ給へりとやうに記せるも有き）又田樂といふものも古き事にて庭訓往來四月送狀に猿樂田樂獅子舞七十一番職人盡歌合に猿樂田樂と番ひ海人藻芥尺素往來また増鏡北野の雪の巻に童舞白拍子田樂など老の波の巻に田樂とかやいふ事する云々さしくしの巻に舞樂田樂獅子かしらむら雨の巻に大くひ田樂などをぞいしけるなど見え太平記（参考）卷五相摸入道玩田樂闘大事卷二十四天龍寺建立事同卷依山門噉訴公卿僕議事卷二十七田樂附長講見物事卷三十梶井宮事卷三十三公家武家榮枯易地卷三十九大内介降參武家事などの條下に其舞り猿樂能よりは古き業なりけむ事は貞觀儀式（卷二）践祚大嘗會祭儀上の下に神祇官請田舞内舍人云々

のある限をつくしなどいへるは藝といふも同じ事のごときを後にはそへていふ詞となりて田樂能猿樂能といひたゞに能とだにいへば猿樂の事を聞ゆるばかりにもなりたるなり）太平記（参考）卷二十三大森彦七事の條に猿樂ハ是遐齡延年ノ方ナレバトテ卷二十七田樂附長講見物の事に日吉山王の示現利生の新なる猿樂を肝に染てぞ出しけるまた卷三十三公家武家榮枯易地の條卷三十九大内介降參武家事の條又道譽大原野花會の條にも猿樂に事ありまた粟田口猿樂記糺河原勸進猿樂能記など其時世に猿樂のもてはやされし状を見るに足れりさのみはとて爰に略きぬ（なほ屋代輪池翁の猿樂考松屋與清ぬしの俳優歌論にも猿樂の事ともは委しく説れつおのれ重恭も考へ得たる證ども亦なきにあらねば別に委しく論せる者有）謠は世事談綺卷三に謠詞の作はおほく佛者なり江口山姥は一休の作といひつた、卒堵婆小町は高野山高性院宥快の作など見え其より次に所謂四座などの太夫とも自ら作り出亦は位高き際の手すさびにものしたまへるもあるにや太閤記（小瀬重庵）卷十六に於大坂新謠御能之事文祿三年甲午三月十五日大坂

（卷四）同下の條に次主基人等入就中庭右帳奏田舞（十人共舞）續日本紀卷十四天平十四年正月四日の下に天皇御大安殿宴群臣酒酣奏五節田舞また本朝月令寶龜七年五月五日の下にも作田舞於舞臺また榮花物語治安三年の下に田つゝみうむかくとしふつゝみ笛さゝらなどはやしたてゝ舞ふさまを載られたり是らいまだ田樂といふ名は見えねど田樂といひ田鼓などもて舞たらむは即此樂のはじめなるべし（猿樂をサルマヒと古く訓るに例せば田樂やがて古き訓ぞといはむに何條ことかあるべき）堀河院の永長元年に大江匡房卿洛陽田樂記をものせられしころは不知其所起初自閻里及於公卿と記され古事談卷一に大田樂事また一院殿上人田樂の條を舉て如此日々夜々在々所諸院諸宮又殿關白藏人所已下郷々村々田樂或被召貴所或參詣神社云々など世中動りてもてはやせし状を載せたりなほ今昔物語（舊本）卷二十八近江國矢馳郡司堂供養田樂語第七また東鑑（卷三十六）寛元三年八月十六日の下に神子神田樂馬場儀等如常（卷三十八）寶治元年九月十六日の下に相模國毛利庄山中有怪異等毎夜田樂班之由土民等言上また文安田樂能記

に文安元年六月二十九日實意大僧正の坊にて興行の事などもありて猿樂と相伴へ行はれつゝ此舞業は専ともなされにけむを今世は漸く諸社の祭儀などにのみ残りて尋常には絶て用ひられず常陸國誌に久慈郡金砂山有神祠其神土人以時祭之七十二年有一大祭其日有田樂爲種々俗舞雜伎名曰田樂也案田樂者古昔大行於世近時人失其傳故餘國無有所聞唯本國民間相傳有之（閑田耕筆卷四田樂法師の態昔は盛なりしをまねぶされど今も水戸にては此もの一村をなして年々の神事をつとめ又三十年一度の大祭の時は藝を盡すと聞ゆるといへり又和事始卷五にも田樂の條に此常陸誌の文を舉たり）とありて此國にては殊に其座とある者も殘在る由なれど餘國無有所聞とはいと無稽の説なり先大和の春日社に薪の能とてある時に西金堂の樂をあらため南大門にうつして薪の能をはじめ田樂の事あり風俗文選（卷二賦類）といへるものに田樂のビンブロ（南都賦役村）とあり又比叡坂本山王祭にもあり山家要略記卷四に日吉芝田樂根本事とい

樂にひどしく嚴重なるものとなりては必また戯たる舞わざ謡ものなき事能はず（そは古く雅樂におしつづきて踏歌東遊朗詠今様催馬樂などいふものどものいやしきわざにはあらぬものから尙雅樂の嚴密なるより見る時はされ舞され態ともいふべし又曲舞早歌白拍子女舞などの類はいと品下りて今世の歌舞妓まひその謡ものも必定れるものとは見えず時の調子といひ或は折に合へる和歌を上ぐるなど古き書にいへるを見れば其時の宜に従せて己がまにく謡ひ出せるものと思はるれど今世の淫戯の俳優どもの法を定め則を正せるよりは中々に古に近くます方ありけむなるべし）猿樂能につき起原て狂言といふもの出来そのゝち小野の通といへる女矢矧の長が女の事を十二段に作りなし淨瑠璃てふ名こゝに起りてより品下り世うつりて豊後ぶし國太夫ぶし都路などいふはじめ江戸ぶし堀節新内ぶし説教祭文園八などいふ謡者どもまた出雲巫國女が歌舞妓てふ舞態を始めしのどもを先として年々に繁蔓り榮えて舞謡ひする事

ふ條あり又山王祭禮記また月能柱記に四月二日の未日の祭に田樂法師刀玉アヤヲトル事などを擧げ又江戸王子權現七月十三日の祭事（鎗祭と云）に田樂の舞あり（金輪寺の若法師ばら是をつとむ）淺草三社權現三月十七日及六月十五日の祭事も然り（千住の里のあたりに十人の者ありて代々此業を學びつとむといふ）こは重恭敬も目撃て記置る者ありかれば餘國々にもなほ有なむすべて田樂の事及び其舞状などの事書に見えつる限りは別に論へるものあり爰には關係ざる事なれども然すがに俳優をいふとしては黙止あるべき事にもあらねば大概をいふのみ然在ば今の猿樂は上に條々論へるがごとく朝廷の雅樂に齊しき一日の舞わざにして田樂などの卑劣なる状にかはり専ら公に用ひられつゝ冠婚の事また甚しき御祝の期にもとりはやさせたまへればかの雅樂てふものに露違はず曲節を正し規矩を守り立てば法あり謡へば律あるものとぞ成にたる（和漢三才圖會に如今四座曲節有定格家傳鍛錬甚難といへるは實さる事なりかし）かくて此能といふもの（中古にいはゆる猿樂わざのごとし）さればみたる昔時はさてありけめど漸雅

物いと多くなりもて來めりかく猥雜卑劣わざども、てなさるゝ間に／＼必しも法則曲節なき事能はず筑紫筝三味線胡弓などいふ絃聲に曲調を合せ規則を定めて舞合奏れば是はた漸くに嚴重なる制に近づきていにしへの猿がましきされわざには叶ふべくも非ずさて源とする猿樂能は凡人の綺ふべき際ならぬ雅樂と同等になりもてゆきつゝ能狂言にはをかしき方の劣るめるをかの狂言といふものも其作れるはじめは能のいと詰屈に規矩法則の域を出ず打見るにだに心やましき舞謡の間をはかりて己がじゝ思ひ設けつる業なれば法則もなく曲調にもかゝはらず猿樂の衣調度など有に隨てとり用ひつゝ此あたりの大名にて候など打出たるは實目ざましく打緩める業なりけむしそれ將今世となりては新に作ることもせず古きに依りて狂言記てふものなどを典據としその派のものどもは一言もいひ誤らじ一手も舞違へしとかまふるにぞ漸く曲節にかゝはり法則にからまる垣内に入りて能とひとしき物にぞ成ゆくめる然れば吾が師の俳優の元起は樂しきか餘りに座つゝも歌ひうたひつか餘りに立ても舞ふ舞ふとすれば自らに音律をも

て和し調るほどに成しを後世にはこの本儀を忘れて調を本として其に歌舞を合さむとする故に眞の宮風のをかしきさまを失ひてその謡ひ舞ふ狀を見るには然もおもはざるにや予が見聞にはかへりて憂苦の不正のこと思はゞゝをやかくいはゞそは律呂はおのづからに謡ひ舞ふ上に備はる物にこそあれ本より定めを知らざるなりなどいふも有べけれど律呂はおのづかに謡ひ舞ふ上に備はる物にはあらずなむと云はれしはさる事なり（近き世猿樂の座に何某とかいふ謡者の決めてよくものすれど音調の諸はざれば笛鼓などの事するものども汝は汝が聲のみして舞ふ故に調はすは汝たち調はむやうに合奏よといひければ彼男否謡へばこそ笛鼓の用はあれ吾が調の諸のとゝのはでいと煩しきをすこしく心してよといひ實にさる事なり）かくて能の狂言とも歌舞妓わざをきをはじめ何の歌かの舞をいはずその業其すぢを學ぶとするには眞の道の宜々しき際のごとく已めてたるものせむとかまふるにぞ其學ぶ間に樂しきふしをかしき事は更に有る事なくいと勞煩しきことゝもなりけるかゝれば古の猿がひ業に叶ふべきものども都

いへる事のみありて茶番の名は素人に傳はれるより絶えにけるとか）かゝれば原始は俳優者どものし出たるわざなるを素人も後に學びてもあそぶ事となるさまなれど又或人の云へるは心しれる友どち打集ひ茶を煮餅菓など打喰ひて世中事ども打語らふに一人が家にのみ常に打のみくひたらむも心なき事なればこよひは我方へおはせ翌日は彼が方へゆかむと互に往來つゝあるほど後々は今宵は誰が茶を煮る番にあたりぬなどやうになりて来る人もけふしも君がものしたまふ番にておはすいと煩しかるべくなど云ひて手土産のために齋しつる菓餅も事となくがたりに其持來れる物をよそへとりなして或は今朝しも我門に齋薦したまへるなどいへば主きゝていかれど即よび覺し引起してこよひの茶のもてなし物にまたまひてそのまゝに眠り臥したまふをいと恐しけれど即よび覺し引起してこよひの茶のもてなし物に袖より紙袋に入りたる粂米の雷鳴と字したるをとり出で雷の寝たるを引起しつれば雷鳴おこしにて侍る

などやうに物語をゝかしくとりなして己が持來たれる品に趣あらせむとかまふるにぞ後々は何某が茶番の時彼某かいかなる品を景物に備せしなどいひもてゆきて果々は琴笛の音も加へ入れ歌舞妓俳優の學びさへなしつゝ主人方よりも今度の茶番には何々によそへとりなしたまへなどいひやるばかりになりたるなりともいふ是さもあるべき事にて必俳優者ならずともさる事ども素人も思案さるべきには非ずなむもて今世専ら玩ぶもの種々ありて狂言茶番（立方茶番又立方とばかりも茶番狂言ともいふ）口上茶番食茶番袂茶番押掛茶番（又引すり茶番とも）礫茶番などいふめりとり出す品は器財食料何によらず景物といふ（こはひろく景色を表て其品に趣あらせたる物なればなり）その景物の用法はたゞまぐにて二段返し三段返し見立などの類さへその業に巧なる人はすめり又歌よむに題詠とてある如く此ものも大概は何あるは何に何を結ぶなど種々に定め其黨とある人に孔子をもて題を配り頒つ事探題といふわざに似たりかく此業の世にひろごりもてなさるゝとして茶

に有事なきをいかにせむといはむに抑上代の神樂俳優また中古の猿樂業のされはみたる際にも叶ひ今の世人の打きゝ看るもをかしと思ひそを學ぶ者も樂しきが餘りに打出らるゝされ業は近く寶永のころより下さまにもてあそぶめる茶番といふ戯事を且々その趣を得たりといふべきは此され業はある俗書に（寶曆三年板役者評判記）此茶番と申することは其もと五十年このかたの事にして原は芝居の三階より起りて其頃芝居大入には三階二階打混じて茶菓子を出し祝ひし事なり云々もと芝居の狂言の勢れを休めたるをいつとなく狂言茶番と號て舞臺と三階を一致にしたるこれ裏と表と合體したる也云々茶番は樂屋のみありし事なりしが角圭などいへる好者より段々風流になり日々あらたにして素人へわたるといへり又享祿のころ澤村某（長十郎）とかいへる俳優者酒に堪へざりければこのゝち茶をもて興を添へむといひけるより茶番の名起りしとそこは其はじめ歌舞妓とも一日の伎終て其勢をやすむるに酒餅などとり出て打のみくふを酒番餅番などいへるに合せて茶番とはいへるなり（されど今はかの輩の座には餅番酒番と

番仕などいふ名目さへその俳優に用ふべき品物ども作り置きて人に借しなどする者さへ（茶番狂言貸道具かし衣装などの類）其事の初山踏に見て法とすべき書き書さへ（式亭三馬が書ける茶番早合點といふ書）出来つゝ日待何まちと人呼び集へて酒飲み物食ふ際はかならず其業を設くるばかりにぞなりにけるさは此業のされ痴がましきは更なり物読み事識れる人の限はいと痴たるたはわざとし思ひ卑しめ言ひあばむめれど嗚呼なりと人の思ふは中々に心高き事にて沙石集卷七上に此卷ニヨコガマシキ事ヲアツムル心賢き道ニ入レトナリ嗚呼ガマシキ事ハ一旦人ノワヅラヒヲマネクバカリナリ世間ノ嗚呼ガマシキ事故二人ニカロシメラル、事ハ罪障ノ殘ル因縁ナリ又ヨコノ物ハ多分正直ナリタゞ思フマ、ニイヒフルマヒ色代モナクヘツラフ心ナキ故ナリ是ニヨリテ人ニカロシメイヤシメラル金剛般若經云此世二人ニカロシメイヤシメラルレハ先世ノ罪業キエテ菩提ヲ得ルト、ケリ古人ノ徳ヲカクセルヨノ意ナルベシといへるごとく（また新猿樂記に猿樂之態嗚呼之詞と見え村上御製の辨散樂に鳴鶴來朝自爲解願之觀などものたまへ

で臨時て思ひ案つる今の狂言茶番また俄などいふ類にぞ似たりける是らは更にもいはず今昔物語卷二十八（舊本）左京太夫付異名語第二十一（宇治拾遺卷十一第一にあをつねの事とてあり）に左京太夫某てふ人の色青きを殿上人青経の君と字したるを天皇の六借たまへるによりて此後再青経とよばむ人には酒肴菓子など出させて贅せむと起請したるに堀川の兼通大臣また中將にておはせしが是を忘彼青経丸は何ち行くぞと失言たまへるによりて起請の贅したまふ事をいへる條に堀河の中將云々禰のなよゝかに微妙さ據より青き出し袖して指貫も青き色の指貫を著たり隨身三人に皆青き狩衣袴袍を著せたり一人には青く綵たる折敷に青瓷の盤にろくはを盛て居たるを捧させたり一人には青瓷の瓶に酒を入れ青き竹の枝に青き小鳥五ツ六ツ許を付て持せたり此等を殿上の口より持次きて殿上の前に參なれば殿上の人共此を見て皆諸音に咲罵る事夥たゞと見え（こは村上天皇の御時なりき）また同じ書（同卷）右近馬場殿上人種合語第三十五に今は昔後一條の院の天皇の御代に殿上人藏人

り）をこがましく痴たりと見ゆるぞ孔子も所謂其愚は不可及の意にて中々に心底しられずおむかしき事なるべく此わざを思ひ設くるは先題を探り日を定め某日は何をかとり出なむいかにせば可笑しからむ樂しと人も思ふらんと其事となくうめきすめき拙からず興ある景物をもて出むと巧む期の心内の樂しさ其日になりて其趣をとり違へず言ひもし事をもしてしがなと思ふく心の外に仕損へるなどさへ打見る人の目にはなほ可笑しとぞ思ふべかめれかくてぞ観ぶ人も見物も心の中なこみ和らぎ世のわざの曲々しき朝夕の勤のいそしきなどは思ひもよらずえみまでえらき樂しむ間は詰屈に威儀正しき雅樂のわざや打聞見るにも猥劣しき淫戯どもの舞などはかけても及ふべきに非す故宇受賣命の猿女舞中古のさるかひわざにも叶ひてこれ誠の俳優を失はぬ猿わざなりとはいふなりける然てこれも寶永享保の近きころより起りぬれど其とはなくて此事也と見ゆる猿がひ態は既く中古よりありし事にて宇治拾遺なる陪從行綱か細脛高く掲上げて云々の學ひしけむ猿樂は（新猿樂記に名目を上げられつる）兼て作り設けし類にはあら

有る限員を盡くして方を分て種合せ爲る事有けり二人の頭を左右の首として書分ちけり其頭は左は頭辨（印本に兵部卿）藤原の重尹右は頭の中將源の顯基の朝臣等也云々右の方屋より打出たる者あり見れば老法師の極てきたな氣（印本にあり）なるに口たる冠をせさせて狗の耳たれたる様なる老かけをせさせて右の競馬の裝束の舊く弊きをせさせて枯鮭を太刀に帶けて裝束を片喰みに下腰にせさせて袴は踏呑ませて怕恥も猿樂のやうなるを女牛に結鞍と云物を置いて月御覽するに上達部殿上人例のおほくまゐりつどふ御歌合ありしかば内の女房どもめされていろいろのひきもの源氏五十四帖のこゝろさまぐの風流にして上達部殿上人までもわかちたまはず云々（此源氏物語によそへられけむ御引出物はいかさまなりしか記されざること口惜しけれ）また又のとし正月に忍びて新院と御方わかつちの事したまふはじめは法皇御負なれば御勝もかひに上達部みな五節をまねをしていろいろのきぬあつまにておもひのつに舟のよれ

かしとはやしてまゐる新院引つゝろひてわたり給ふ  
御みきいかへりとなくきこしめさる一つがひづ、  
の御引出物伊勢物語のこゝろとぞ聞えしかねの地盤  
にしろかねのふせ籠に薫物くゆらかして山は不盡の  
ねいつとなくと又銀の船にざかうのへそにて箋きた  
るをとこつくりていざ事とはんみやこ鳥などさまざ  
まいとなまめかしくおかしくせられけりわさとこと  
ごとしきさまには非りけりこだみには新院比々勢人の  
のまねをしてほんぬはくびにのるさか月は花にの  
るとかやはやして法皇の御迎にまゐる上達部のおと  
なひ給へるなどはすこしきやうくにやみえけむと  
おしはからるこのたびは源氏の物語の心にやありけ  
むからめいたる箱に金剛樹のすゝ入て五葉の枝に付  
たり又齋院よりのくろばう梅のちり過たる枝に付な  
どこれもいとさゝやかなる事どもになむ有けると見  
えたるなどいづれも今の世の茶番にひとしくまた沙  
石集卷六末に先年ノ頃何物ノ云出シタリケルニヤ相  
手ヲ孔子ニ取テ事ヲシ相手引出物ヲセバ時ノ横災ヲ  
マヌカルベシト云事京田舎ニ普クソノ沙汰アリテカ  
ミツカタニモ此事アリケルニヤ云々（と云て御所の

しくて鼻しろむこゝちもせらるゝはかゝる類ひなる  
べくこそ）いへる此相手引出物の事は東鑑（卷四十）  
建長二年四月四日の下に於幕府有御勝負事人々參進  
等如前左馬權頭尾張前司武藏守秋田城介着坐面々及  
合手引出物此間兵衛太郎光政等有喧嘩以引出物投合  
手依滿坐興宴頗醒畢とある事にて上つ方にも持なさ  
れけむ事知るべく増鏡なる御方わかつと同仕法と  
きこゆ（有御勝負事といひ法皇御負なればなどいへ  
る同じことなればなりされどこの事どもいかさまに  
するものにか考ふべき蹤あることなし）はた沙石集  
御出立にて御遊興之事といへる條に文祿三年六月二  
十八日の事なるに瓜畑などひろく作りなしたる所に  
於て瓜屋旅籠屋をいかにも危相にいとなみ瓜あき人  
のまねをなされつゝ各をも慰み又御心をも慰みたま  
ひつゝ長陣の勞を補ひたまひしなり御出立は柿帷を  
めされわらのこしみの黒き頭巾菅笠を御肩に物し味  
よしの瓜めされ候へ／＼と有しは聊商人にたがふ所

相手引出物にさせる事なき者相手になりて吾か妻の  
謀によりて引出物の用途をものしたる由をいひて  
銀ノ折敷ニ金ノ橘ヲツクラセテコトゴトシカラヌヤ  
ウニ紙ニツ、ミ懷中シテ手ニ色々ノ引出物ドモシケ  
リイカニモ某ハ上ノ御相手ニ參テ其用意アルカト傍  
臣共問ケレバ争デカ用意仕ラザラント云イカバカリ  
ノ事カシ出ヌベキトテ目ヒキ鼻引キカホンバメテ  
ゾオカシケニ思ケル上ニモヨニカタハライタキ事ニ  
思食タル氣色ナリケル既ニフトコロヨリ紙ニ裹タル  
モノヲトリ出スヲ見テサセル事アラジト思ヒテ餘ノ  
カタハライタサニ諸人面ヲウツフセケリサテ御前ニ  
置タル物ヲヒキヒロゲテ見給ヘハ銀ノ折敷ニ金ノ橘  
ヲ置キタリ心モオヨバズ作リタリケリ是ヲ見テ皆目  
ヲ驚カシ諸人ニカリテゾ見エケル云々サルホドニ返  
リナルヲ給テ富サカヘテイヨ／＼奉公仕リ重子テ御  
領モ預リ方々榮花見出クアルケルと（今世の茶番に  
も彼某はよき趣向をばとり出しなど後言するか思は  
すに珍らかなる事とも巧み出来た美き品のかぎり景  
物にとり出さるなどは先に思ひおとせるなどの耻か

もなふてつき／＼しく有しなり云々（このほか丹波  
中納言秀勝織田常眞公加賀大納言會津忠三郎氏郷三  
松老織田有樂老有馬中務卿法印前田民部卿玄以法印  
などあり）右之外稱宜（こも僧はちたゝき猿つかひ種  
種さまぐ）の出立有しなり旅籠屋の亭主には時田権  
佐なりにけり茶屋の亭主には三上與三郎をなしたま  
ふなどあるは時に臨めるされ業にて狂言茶番の類と  
いふべし（北野の大茶湯と云ふ事の有しに例せば名  
護屋の大茶番とも譯號すべけれ）然在ば茶番と名號  
てもののするこそいと近き事なれそのしさまと等同し  
きされ業の中古には上ざまにも持なされつるを思へ  
ばいたく拙劣き下賤の戯事とも落しめ云ふべき際に  
非すすべてかゝる事も悉皆君と臣の中を和し諧ふる  
より出づる事にて我が古代のさる飼わざ西戎人の所  
謂滑稽の趣を得たるは淳子髡とか云へる齊人（また  
西京櫻記卷四に京兆有古生者云々善記謾二千石隨以  
諧謔皆握其權要而得其歡心云々京師至今俳戯皆稱古  
椽曹とあるを見れば此古生と云ふものもいみじきさ  
るがひ人なりける）また豊臣太閤の侍者鼠呂里の某  
などをぞ上とは云ふべく人は必宜々しく頑骨なる中

に自ら和諧げるさまの無ては有まじき事にて大鏡に  
(卷八) 大かた延喜帝つねにゑみてぞおはしましける  
其故はまめだちたる人には物いひにくし打とけたる  
けしきにつれてなむ人は物はいひよきされば大小事  
聞かんがためなりとぞおはせ事ありけるそれさる事  
なりけにくき顔には物云ひふれにくきものなりと見  
えたるはさる事にて又義經記卷三義經ひでひらに御  
對面の事の段に秀衡云々此殿はおさなくおはすると  
も狂言きよのたはふれも仁義禮智信も正しくぞお  
はすらむとあるをみれば義經朝臣も宜々しき中に自  
らかの滑稽をば備へられにけむと覺ゆされば朝夕の  
起ふしにもよのつねの舉動にも容體の何となくめで  
たく花やぎうるはしく言語の和諧ひおだしくをかし  
からむには打聞見にも物云ひふれ易くいかなる愁の  
隙を伺ふ魔魅も其家に入らむ事難く腹黒き奸人も其  
人に射向ふ事たやすからねば自然に夭壽も常盤の葛  
の長くまさきく貧窮も大船の豊けく楽しく家内に事  
なく父母夫妻子孫兄弟も打和みていと穩しくぞ有經  
べき故守受賣命の宮風の御靈を朝夕に祈禱白して偏  
屈に頑骨なる心を和め心を延へむ折々はゑらぎうた

ひて樂しきが餘りには(事々しき舞樂の業どもを除  
きて)能の相狂言てふものかさては今世に玩ぶ所  
謂茶番などいふわざをぞ舞もし巧みも出づべかりけ  
るかくてそ宮比の神の御心に合ひ天照大御神も岩戸  
隠らず朝にけに樂しともおほし八百萬神たちも皆共  
に歡び聞して御稜威を幸へ恩賴を蒙施したまひなむ  
あな樂しあな面白

文政九年四月十五日

羅薩園のあろじ

源重恭記

重恭既く氣吹廻屋の垣内に入りて常に宮比神を拜  
齋き猿樂わざのされたる際を好めるまゝに今世に  
専ら玩ぶめる茶番といふ業は古代の俳優にもや、  
通ひたるさまに見ゆるをいかで正しき典據もそあ  
ると物よむ暇々見るまに／＼紙の端に記し試む  
るにかばかりのものになりつかゝる戯業を事々し  
げに書なしつるいと嗚呼に猿がましと見る人あら  
ば笑ひなむをさばれ猿めけるは猿業の平生なる物  
をと思ひ上りて

酒のまぬ吾にしあればなすわざの

猿にかも似て見にくゝそあらむ

引用書目	
古事記	日本書紀
舊事紀	古語拾遺
延喜式	續日本紀
貞觀儀式	三代實錄
本朝月令	西宮記
江次第	本朝文粹
大鏡	榮花物語
拾芥抄	今昔物語(舊本)
吾妻鏡	宇治拾遺
参考平治物語	増鏡
源平盛衰記	沙石集
参考太平記	通計六十部
海人藻芥	太閤記
庭訓往來	和漢三才圖會
ねさめの記	風俗文選
同弄花抄	和事始
	西京雜記
	剪燈新話
	通計六十部
	剪燈新話
	梅窓筆記
	閑田耕筆
	事物紀原

猿樂沿革考終

## 三升屋二三治戯場書留上巻

川代々より八代目に至るまで狂言組拾八番有  
關羽道行 押戻 菩 壇 七つ面 象引 蛇柳 鳴  
神 矢之根 助六 嫁 鎌鉗六郎 外良 不動  
鑄 不破 解脫 勸進帳 景清

## 市川歴代相續壽興行に出之

## ○二 助六始

二代目市川團十郎柏庭は元祖段十郎才牛の子にして、始の丸藏後團十郎又海老藏と改正徳三巳年四月五日より山村座にて狂言名題は花屋形愛護櫻第二番目に助六本名大道寺田端之助團十郎意休山中平九郎白酒賣本名荒木左衛門生島新五郎三浦の揚卷玉澤林彌また揚卷は袖崎政之助ともいふ事二代目櫻田治助のはなしに聞しが立川焉馬老人年代記には林彌とあり柏庭此時二十六歳にて助六を勤し元祖也助六の出は揚まくの内にてけんくわしといふて尺八を振りて出る二度目の助六は正徳六申年正月二日より中村座にて式例和曾我といふ名題にて曾我物語へ書入し狂言助六本名曾我五郎時致にて團十郎揚卷中村竹三郎白酒賣三升屋助十郎にて此年三月七日吉原仲之町はじめで櫻を植しゆへ堺町にても町内料理茶屋軒口へ青す

だれが勤るといづれも新ものなり（助六の始より天保八丁酉年まで凡百二十五年になる）

## 俗二代目團十郎法名

法舉柏庭隨性居士 元祖海老藏

寶曆八戌寅年五月二十四日

九

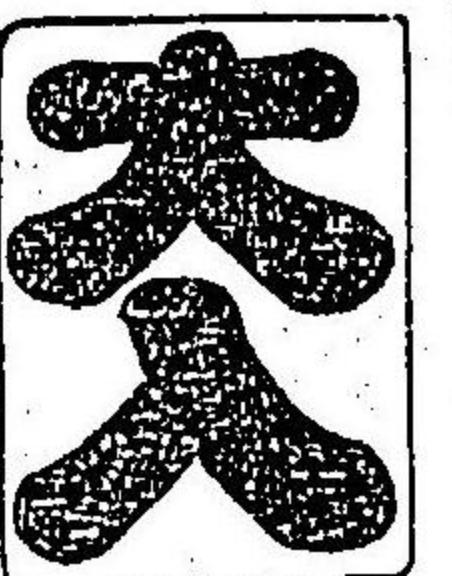
芝増上寺地中常照院

六の梅は男達に仕立たることゆへ其頃の流行御藏前小田原町しんば神田环何某といふ人さめさやの脇差事此見立によつていでたつなり河東節淨瑠理は助六廓の家櫻といふ今七代目團十郎助六にもこれを用ひにしへのまゝにて古風は残れり二代目柏庭助六の役に杏葉牡丹のゆうせん紅裏を付しは御女中江島様より拜領（憚る事あり）故に女中の姿有之狂言により揚卷に通ふ時致を色氣を付たり作者の了簡中々譯て不及所にあらず三度目の助六は寛延二巳年三月より中村座にて男文字曾我物語助六本名京の次郎祐俊團十郎は六十二歳の時揚卷瀬川仙魚やはり河東節淨瑠理にて相勤名題は家櫻にて此時より新淨瑠理にかへる此時分河東節流行のへ今豊後節の通にて助六たれ

だれを懸て造花の櫻を植し心にて仲之町餅付舞臺花道まで同じく造花一面に櫻の盛り作者藤本斗文の趣向にて櫻を花の雨と見立て助六の出に蛇の目傘をさして江戸紫の鉢巻を黒羽二重ぎよう葉牡丹の五つ所紋一つまへ一つ印籠二重廻りの帶は淨瑠理の文句にして江戸吉太夫始て勤るこれ河東節の元祖也尤助六の梅は男達に仕立たることゆへ其頃の流行御藏前小田原町しんば神田环何某といふ人さめさやの脇差事此見立によつていでたつなり河東節淨瑠理は助六廓の家櫻といふ今七代目團十郎助六にもこれを用ひにしへのまゝにて古風は残れり二代目柏庭助六の役に杏葉牡丹のゆうせん紅裏を付しは御女中江島様より拜領（憚る事あり）故に女中の姿有之狂言により揚卷に通ふ時致を色氣を付たり作者の了簡中々譯て

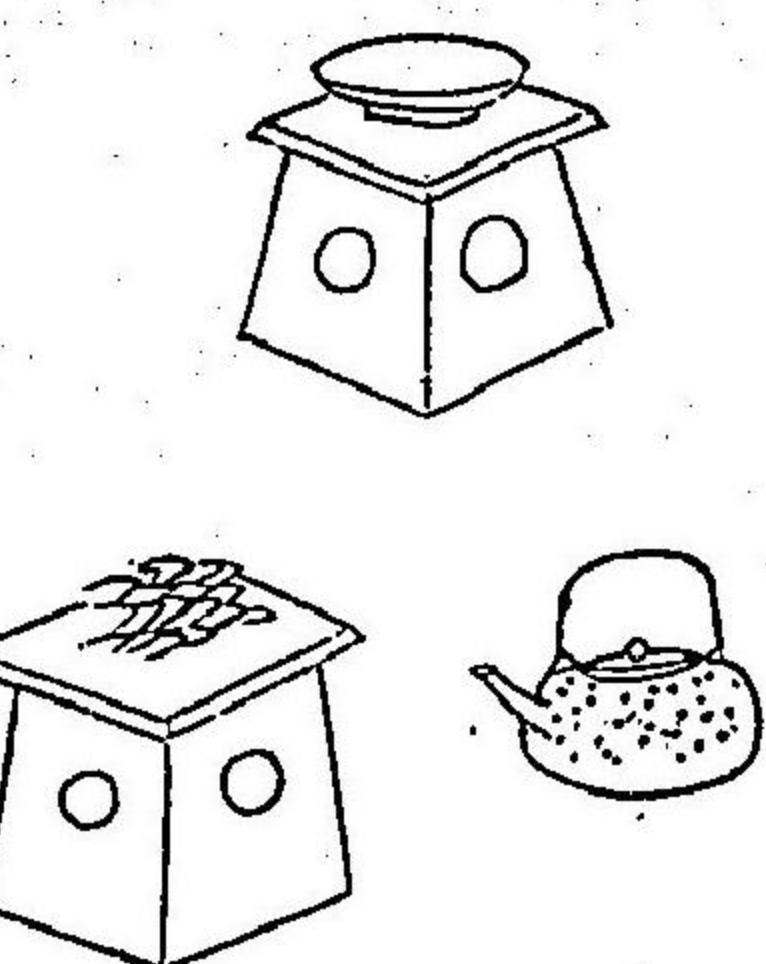
年々十月十七日寄初といふ事額見世の始を祝ふとて當日夜に入子役おどり初舞臺におおて新はやしかた太夫元とふる（本ノマ）、事有之町内茶屋毎に挑ちん數多出す夜四つ時頃より（其年により金にて寄初はやいとおそひあり）寄初はじまる役者立役は其年の座頭の宅

へ参り酒盛して中二階立おやま宅へも女形不残寄りて右に同じそれより由縁茶屋にて待ち受る座頭此ところにて行合ふ中村座にては木戸より這入三階にて寄初催す（但市村座森田座者はやし行司の茶屋へ寄る）總役者座頭より始として太夫元盃ありて（謠うたふは其座の囃子方の頭分の役也）狂言作者立作り顔見世名題よむ二枚目の作者役人付をよむ古例とす手打ありて後膳を出て酒盛になり寄初の式さまぐあれど略す扱寄初といふ事は始て六代目勘三郎雀童といひし者より十七日を用ゆることは雀童日頃浅草寺観世音信心するによつて也其頃並木町今四方酒店の邊勘三郎所持地面なりしが信心によつて傳法院へ奉



太夫元

左の表  
中通頭二人  
右の表  
太夫元  
中通頭二人



囃子頭二人  
稻荷頭二人  
中通頭二人

納する且十七日は観世音御縁日ゆへ此日を用ゆるゆへ代々寄初之吉祥日とは成ぬ  
(是は寄初の廻状之事○別に書入する右廻状を持込者は棧敷番之役也此廻状を持歩行狂言役者之宅にて酒肴も出し右廻状を待受先酒相濟候へば手を打連堺町の方より出来る先櫓の下にて手を打也また舞臺にて手を打也また三階にて惣方揃候處にて手を打也愈益になる其居直る場所を此所に記す)

此夜之取持人棧敷番也愈冷酒相濟ば立作り大名題をよむ大小名題を讀也又々手を打也だんまり本を二枚目の作者よむ也是よりかん酒になり各茶屋へ歸る也此晩役者之定紋を付し挑灯を門口へ出す也○廻状を認し包を此所に記す

奉書にて記す

三ツ折にする	座頭役
二枚目	三枚目
段々に書也	立女形
二枚目	三枚目
此處作者座る事もあり	

其餘は役者段々に書なり

此晝は總囃子は寄初有り是も盃有り先盃ぞめは千代の春といふ一番物を三度唱ふなり此三度目に手踊り也昔は是を芳町舞臺子といふて打揃つて踊る也依而上々座敷へ見物出来る也是とても一度は頭取へ断るなり勿論客人に遅く來りし時斗己が見物は上々座敷は相ならず此こと假て舞臺子といふなり今において舞臺のくみそなへ芳町よりすへる也此事をさやかに記すなり

附言

又顔見勢紋看板出す日霜月朔日よりと札を付十月二十日に芝居表へ飾ること二十日は商人の恵比講祝ふ日柄ゆへ商人始の心にして此日を用るとはいふなり顔見勢看板大名題も毎年十月二十五日に出すは毎年十五日生にしてふしやう日也観世音の御利益にて五代目團十郎白猿も二十五日ふしやう日を吉日として用ゆる五代目團十郎白猿も歌舞妓役者の祖人の家なれば勘三郎は元祖より櫛の祖我また勘三郎にあやかりて何事によらず目出度ことは此日を用るなり

○四 長唄

松島庄五郎は世に長歌の元祖名人といふ後に流行せしは其頃銘人富士田吉次楓江といふ始佐野千藏女形を勤しが後長唄の名世に聞へて楓江所作の歌うたへば木戸にて今は楓江じやくとよぶゆへ見物此まくをまつて楓江を聞くに来る人見物を呼歌うたひ古今の稀ものなり又岸田鳥曉といふ歌うたひははじめよし町の色子にて老年におよびさかゐ町茶屋岸田やといふを出す此聲に久次郎といふ男人通といふ市川門之助の子にして男女藏の弟なり後鳴物師にてはやし方へ入岸田久次郎といふ享和のころまで勤る其外昔よりの銘人名前は坂田仙四郎中村兵治湖出市十郎松永忠五郎瀧川八五郎松尾五郎治富士田音藏秋江露友は楓江には及ばずとも秋江風といふを世に弘しはなかなかおよぶところにあらず今も猶秋江風多くありて人知るところなり

○五 ぶん廻し  
大道具にぶん廻しといふはむかし道具建にまはす事は幕引のものまたは三四人手傳ふて舞臺の上にて押て廻す尤二重舞臺のあしに車付でこれをぶん廻しといふ素人は廻し道具などといふ今ぶん廻し始りは寛

政五巳年さかる町都座にて江戸砂子慶曾我に是を附る京大坂の道具の通りにして舞臺の下にて舞臺板丸くして車付で廻す工夫は大坂より江戸の者たこ重といふ男これを見覺て江戸へ持參り右之通りにいまも用なり重五郎は後に四ツ谷新宿にて水茶屋を出す（新宿の引手茶屋なり）文化の頃死す江戸にて始て舞臺の道具を廻すを見せしかば見物の人悦りせし事始てなり今はさのみにも思はず面白からぬといふなりまたたく今の代まで重寶せしはたこ重が手がらと人譽事奇妙なり

○六 鳥居看板  
元祖鳥居代々芝居看板番附等は此家の流儀を以て用る初代は清信二代目清倍三代目清満四代目清長を市兵衛といふ新場に住五代目鳥居清満は始清峰といふ三代目清満の孫なり又四代目清長の門人にして清満の弟子（清綱清安清雅清重龜次郎）四代目の門人に清忠清元兩人あり清元は近頃病死すい間に鳥居風看板に古風ありて江戸芝居のたのもしきといふもさうなり役者附此家の流儀に極る也

○七 夜雨庵話  
(竹田出雲號千前軒)

○九 常磐津  
豊後節常磐津文字太夫先祖は時美濃守といふ武家なり其後時文右衛門かつしか小松川に住文字太夫元祖門弟に福田伴次といふ人別家して富本豊前掾始小文字太夫富本の先祖なり此小松川文字太夫淨瑞理に鐘入妹脊山佛嵐和歌野か道成寺狂言ありてあげまくりその袖焼給ふなと聲かけて文字太夫長袴にて出来て上方の對立へかゝるとてんがくにて文字太夫を隠すと和歌野になるなりこれより太夫は出語にて文字太夫わき吾妻太夫出語りしてわき造酒太夫後に二代目小松川文字太夫となるむかしの狂言古風にて太夫を狂言中場へ長袴にて出せしは作者の趣向也此上り評判よくして大當りなりと云

○八 義太夫節  
二代目柏庭年回の集に五代目白猿筆をもつてしるす天明元年辛巳冊子にはつかつを辛子もなくて涙かな 生島新五郎其からしきいて涙のかつをかな 柏 薔  
右の句は島よりおりし生島の句柏庭の返句此集の餘は略す此冊子の序文に不夜庵五雲とあるは江戸座の俳人なり按に不夜庵の夜を添へて五代目白猿へ夜雨庵と付て送りしならんまた白猿七代目海老藏二代目の白猿へ譲るとみへしは此冊子より見出して考るものか二代目柏庭も夜雨庵といふか此奥に出す大尾に五代目市川三升書とするもあり  
いまさらに散りてかへらぬことの葉を

筆のはゝ木に書あつめ計理

白猿は

牛島に住す

○九 義太夫節  
元祖竹本義太夫は攝州天王寺傍村之産にして名は轉散俗五郎兵衛と云道喜といふ人と淨瑞理の音曲を井上播磨掾清水の徳屋利兵衛京の宇治加賀に受其後一個の工夫を以てはじめて一家の音曲をひらいて世に

豊前太夫初め午之助近年稀もの妙音にして天明寛政の頃江戸中流行して櫻草の紋の名取數多ありて古今の銘人なり後に至りて豊後掾と改いま豊前太夫は三代目の養子なりはじめ午之助といふ

○十一 清元

清元の祖は元祖豊前掾の高弟にして始神田川新し橋の米屋清水權次といふ富本齋宮太夫より後延壽齋とて剃髪す二代目齋宮太夫延壽齋の養子にして始齋宮吉と云中頃より富本を分家して清元の流儀發して不和となる（都古路）都古路清海太夫と改それより後文化十二年の顔見勢市村座に嵐三五郎下りし年の淨瑠璃に清元延壽太夫と改名してこれより世に清元の流儀弘り後剃髪して延壽齋となり文政八酉年五月二十五日横死す（巳三次郎）三代目延壽太夫と改名して石町より新し橋實家へ引越母方の家名記して岡村屋藤兵衛と名乗る今世の中に清元流行せしは此三代目の手がらにて近代の稀ものなり諸屋敷へ召れて歌舞妓へ出る清元なり

（文朝云）○延壽齋は杉の森通り和國橋邊にて突殺

るり文句に名文ありて能廓のなきをのべ古代のものなれどもいまに世の中に合ふこそふしきなり

寶曆九年二月十七日没

○十五 山名次郎左衛門

薬師寺次郎左衛門を山名といふは元祿十四年の頃公

の名醫師藥師寺宗仙院といふあり元來本多能登守家

中にて藥師寺治郎左衛門とて馬廻り役をつとめ二百

石なり足利の時代太平記に其名ある（忠臣藏義太夫）の作者書かへしなり然るに親治郎左衛門は明暦中

に同役岩瀬武太夫に意趣ありて藥師寺の方へ来て

面談の上次郎左衛門を害したちのく處を宗仙院十七

歳の時武太夫に左の腕切落され強氣ゆへ岩瀬を討留

る今猶藥師寺宗仙院の家相續す橋宗仙院藥師寺を山

名とかゆること憚る譯あり京大坂にては藥師寺と出

す

○十六 幡隨長兵衛

四代目松本幸四郎錦江幡隨長兵衛の元祖にして五代目幸四郎譲り受たる家の譽にして文政九戌年下谷幡隨院に長兵衛の墓建り花川戸に住て花川戸の長兵衛

三升屋二三治戯場書留上卷

されしよし何人の所爲といふ事不知此人方今無雙の美音にて脇語りなく一人にて語りし由上調子三弦は清元齊兵衛若女形坂東秀佳が妻の親也）

○十二 橫櫛の始

二代目尾上菊五郎女房におとよとて其ころ評判の者にてのちに市川團藏市紅三代目團藏の方を嫁して連添ふおとよは髪のうちにできものゝありてはげたる所有これをかくさんためにつげの櫛を横にさしたるよしらざるものは島の内けい子など江戸にても女中は上下ともくしを横にさす事はやらせしはおとよよりはじまるといふ今市紅の母なり

○十三 鬼女話

三代目梅幸がはなしにいふ道成寺鐘入の鬼女には眉毛なし女の乗りうつりゆへになしといふ隅田川二面鐘入の鬼女には眉毛ありといふわけは坊主と娘ののりうつりぬること尾上松錄の云傳へし事なり

○十四 竹婦人

河東節淨瑠璃の作者數多の文作あり竹婦人實名を岩

本乾什といふ草保のころ淺草竹門に住し俳諧師なり

泊洲の門人にて初名を吳丈といふ草保兒とも號す上

ともいふ慶安の男達なれば歌舞妓にては元祿にかへて用ゆ

善譽道教勇士

俗名

長兵衛

塙本氏

慶安三庚寅四月十三日

慶安三寅年より文政九戌年迄百七十七年になる

○十七 二つ並し枕橋

櫻田左交八百半の常磐津の文句「五百崎戀しすみだ川二つ並し枕橋」とは田舎の間よりよし原土手へ上る所をいふ一つの橋の内にらん干ありて二道にしたるありしが近ごろなみくの橋となれり又小梅源兵衛堀の先に二つある橋を枕ばしともいふ左交の文句にはよし原土手の橋なり

○十八 大石うき

淺野家の家老大石内藏之助廓の替名をうきといふ黒染の里に遊びて茶屋の座しき天井に樂書する文に

今日亦逢遊君過光陰明日如何可憐恐君急拂袖歸後世人久不諍逗留不過二夜也 大石うき書

○十九 近松門左衛門

近松門左衛門姓は杉森名は信盛號平安堂巢林子越前

之產とも三河の產ともいへり(並木正三か戯書に云)肥前國近松寺僧の話に門左衛門は元肥前唐津近松寺の小僧なり名を古洞と號積學によつて此寺の住僧となり義門と改徒弟あまたありしが所詮寺の主と成ては衆生化度の利益うすしと大慢して遂に行脚に出ぬ其頃山縁の舍弟一抱子といふ儒者京都にありければこれに寄宿し還俗して堂上家に奉公し有職のことも大かた記せり後浪人して京都淨瑞理芝居宇治加賀掾井上播磨掾岡本文彌角太夫杯の上るり狂言を作り出しつ其後竹本義太夫に頼れ出世景清といふ新淨瑞理を書り則門左衛門の義太夫戯作の始なり是よりして數十部の作あり都て近松の作は勸善懲惡をむねとし衆生濟度の方便を戯文中にこめたりこれ近松還俗の日發願の趣によるといへり義太夫が作者となりて近松氏を名乗ること近松寺ありしいにしへを忘れざる微意にや

法名 入寂名阿耨院穆矣日一具足信士

享保九年十一月廿二日 行年七十二歳

大坂谷町法妙寺墓之寫

辭世

それよ辭世扱もそのゝち數々に  
残る櫻の花しにははゝ

又言

のこれとはおもふにおろかうつみ火の  
けぬまあたなるくち木かして

攝州久々智神崎幡村

廣濟寺の鬼錄にあり

京師學匠岡本一抱子之兄也

大坂金屋橋銅吹所熊野彦九郎所藏に近松門左衛門辭世之詠草

紙中以一尺斗横二尺手跡は御家流の如く見  
ゆ肉筆書に寫之とあり  
甲冑の家に生れて武林をはなれ三穆九卿に尺し仕へて留持など中にさまよひて商買しらず隠にあらず賢に似て賢ならず世のまよひもの神釋儒道和歌有或弓馬曲謡曲歌舞口までこと知りがほに一生をいひあらし今はの際にいふべき眞の一大事半三つなき口惑に至愚の甚しき心にこゝろ耻おもひはあふなき我世經に氣良しそれよ辭世といふ故右所藏の寫なれば此辭世にうたごふ事なし

同人所藏の美人贊に  
物いはずわらはぬ代にりん氣なく  
衣裳表具にものごのみせず

門左衛門の書數多あれど略す

○二十 河東系譜

薩摩淨雲

次郎左衛門入道

子薩摩太夫次郎左衛門

大薩摩次郎左衛門

丹波太夫 外記太夫

式部太夫

二代目

土佐太夫

長門太夫

此四人を四天王と云

丹後太夫 近江太夫

語齋

源太夫虎屋 肥前

半太夫半之助後梁雲

永閑太夫同 河東

和泉太夫

大源太夫 左兵衛門

永閑太夫 金右衛門

河東節一流之祖河内屋藤兵衛といふ紋所

川といふ字なり山彦文次郎思聲之斬发にしるす

すみた川ありやなしやに暮せども  
いざござ聞ぬ事を嬉しき

日光海道旅芝居ありとて

佐久山に鬼治踏分夏芝居  
顔見せに團藏が處へ煙草三斤上方行のせんべつに  
送る

ついで見よあまつ火つぎのよいたばこ  
片岡仁左衛門大坂より都座へ始て下るとて

仁左さらば顔見せあたる所まで  
白猿狂歌發句集に出たり餘は右の冊子にて見るべし

○二十二 虎少將  
明和の頃江戸よし原に遊女虎少將と云あり同五年子  
四月六日江戸町二丁目四つ目屋より出火して廓中焼  
る其頃巴屋にとらといふ遊女ありゑびや庄助ニ斬有  
爰に少將といふ女郎ありて殊の外はやるゆへ前のゑ  
びやを庄助といひ跡のゑびやを少將ゑびやといふ町  
名はいつれか京町ともいへり虎少將の名一代にてな  
し

○二十三 桐長桐  
文化十三年桐長桐再興あり若太夫市川團之助病氣に

夕霧の句に  
児の親手笠いとはぬ時雨かな  
法名

花岳芳春信女 大坂西寺町淨國寺

延寶六戊午年六月六日

○二十五 奴の小萬

小まんは元祿の人後に奴の小まんといふは大坂に名  
を呼び又尼となり正慶といふ長堀木津屋の娘にてゆ  
きといふ享保七年の産享和二年まで生のぶる  
月落て松風寒き野寺かな 小まん事正慶

○二十六 瀬川の祖

元祖瀬川菊之丞路考法名宗覺院即譽源阿是空居士寛  
延二巳年九月二日本所押上長行山大雲寺に葬す菊之  
丞先祖は山城國濱村之産瀬川采女といふ者の女房を  
きくといふ故に菊之丞の名代とす

元祖の句集に

女形女の氣にて飛鳥川

秋の夜中は男氣も出て

近つきの女形あり年の暮

起 波

○二十七 古遊女名  
寶永十八年の印本に太夫の名あることをしるす

初七十四夕 後八十二夕 又五十二夕と成

佐渡島庄吉 村山左近 岡本織部 小野太夫

出來島長門 などその餘略す右歌舞妓に名出しは歌

舞妓より出たりと見ゆ

○二十八 三勝半七

秋月信女は三勝が法名嵐雷信士は半七なり元祿の頃  
之心中にて墓は大坂千日寺に建る三勝が紋は三階松  
半七が紋はひとつ巴なり三勝はみのやの抱にして舞  
子の見せ内はかさやなりゆへにかさや三勝といふ又  
笠や三かつは寛文の頃女歌舞妓の役者也既に商人あ  
かねや半七と心中せしといふ元祿八年十一月六日石  
塔に有は秋月嵐雪といふこと千日法善寺にしるしを  
残す

○二十九 十番切

一番武藏右馬之助二番愛甲三郎三番岡部三郎四番原  
小次郎五番御所黒彌吾六番加藤彌太郎七番船越八郎  
八番海野小太郎九番宇田小四郎十番臼杵八郎

曾我兄弟に討れし者なり

## ○三十 元祖櫻田

初代櫻田治助左交は近頃花川戸に住て柳井隣といふ安永の立作者四十年來勤し高名人其うちにも吉原のこと能しりて二番目の世話狂言松本幸四郎錦紅に氣があふて櫻田の狂言錦紅のせりふ口合今も残りてすさまじくなにも豊後節淨瑞理は常磐津富本に残り文作は堀越二三治菜陽之門人にして至て風流を増し當世の事のみ書つゝしり名文あるが中にもそも語りつたへしは「わたしや歎吹の如來さんへ蛤をたちましよといふ文句又「素あしも野暮なたびになりといふは宮園あふむせきといふ板本にあり」と文句出たりさればいにしへ上方の作者が書たる文句ならん寛政の頃の大坂下り作者並木五瓶五人切のめりやす「いつまで草のいつまでもといふはこれも上がたの歌本法師のうたいもの、うちに糸のしらべといふ大冊の本に出たり櫻田並木の兩作とも故人の文句をそのまゝにもちひしは大丈夫のこゝろにて中々外の作者の及ぶ所にあらず名人といふもの我が耻は恥にあらぬと其人の高名徳によつて斯も書しと見ゆ其餘兩作者の書物等數多あれど略す

○三十一 三日月おせん  
四代目岩井半四郎杜若白銀の太夫といふ三日月おせんの元祖にして作者此時増山金八の狂言にして切見世女郎に杜若を見立海老ざこの重團十郎と兩人を見立る趣向は初での事故大當せしと云金八此顔見勢の狂言の相談に杜若へ切見勢の女郎すゝめし所杜若是切見勢の女のかたをも思入と仕こなしもしらぬことゆへいかゞと断りしを作者たつですゝめしゆへよふよふ得心せしゆへ金八にいざなはれ三田の三角の切見世へ見物に行れしといふ此はなし増山の門人本屋宗七語ぬ

## ○三十二 一中

都太夫一中は都嘉六といふ吉原の男藝者はじめて都傳内芝居へ勤るすみだ川戯場の日第一番目大詰にて狂言の中の狂言にしてはつざくら漫間がたけ夕霞の淨瑞理書直しにて左交の作けいせい奥州松本米三巴之丞には高麗藏此時よし原連中より都太夫へ引幕をおくる今一中節の夕霞といふは此狂言の時より始る鳥づくしちよばくれ名文にしていまも流行するは作者の手柄也此一中は元祖にあらず天明寛政の頃

なり

## ○三十三 三尺看板

芝居立看板を三尺といふはむかしの看板横三尺に堅四尺五寸あり今も池の端辨天の社祠に八百藏助六の看板有これ三尺の看板江戸に一枚のこれり近代まで目白不動堂の内にも有之しが今はさらになしむかしは三尺といひしゆへ三尺と名付今堅看板を三尺といふはいかやなり

## ○三十四 杏葉牡丹

元祖市川團十郎才牛はわざと角の升を作る是おのれを謙退してなり市川家定紋所は人のしる三升の紋なり才牛日頃いふには我は人にあらずいやしきものなりそれに何の紋あらんと憚りて役者の紋に日月の御末の人にははるかにおとりとて角を付て天地人にあやかりたしと三歳ひとつに合せて三升を紋に付たり是は世間を恐るゝの事にして至りて心底能男なり又内證の定紋は丸の内に一の文字なり○此紋は門弟門之助元祖の紋是は日といふ文字にて日月の末の紋所明らけし二代目柏庭杏葉牡丹を付し事は寶永年中御女中江しま御仕置に相成生島新五郎遠島山村長

大夫芝居滅却の時申譯相立し海老藏目出度紋にして甚遠慮の譯有杏葉牡丹の紋は近衛様代々の御紋寶永

の頃將軍御籠中様京都より御輿入ありて近衛の御息女なり此御君の御紋杏葉牡丹其御小袖に付て江島へ下る江しま御仕置の後は先年海老藏狂言小袖に牡丹を付る

前に出せし助六の紋杏葉牡丹は此ゆへなり

市川代々榮けるゆへ家の紋として杏葉牡丹を付しは

二代目柏庭より始りける杏葉を憚りて五葉牡丹と書改る

## ○三十五 暫の素袍

市川流暫の素袍に定紋三升を付る事此素袍は顔見世三十日の興行に素袍ののり落るゆへ柿の素袍二張づつ用ゆる又助六の下駄も二足にして花道の内河東節淨瑞理の所作に下駄を踏事有ゆへもし下駄の歯のくだくる事あらんと替下駄として後見持て付添居る今もむかしに同じ市川海老藏古實數多あり

## ○三十六 三座稻荷

芝居三座に稻荷を祭る事昔は樂屋はしこの下に下立役の居所をいなりの前ゆへに稻荷町と呼ぶ古來より

下立役の名目とはなれり中村座は銀杏稻荷大明神但比沙門天妙見相殿市村座は大津稻荷大明神相殿棟木天滿天神宮三座とも近年曾我兄弟兩社を祭る事略す。

## ○三十七 浮世繪師

勝川春章といふ門人春英九徳齋は近來役者似顔浮世繪師に名高く又後歌川豊國一陽門人國安國芳杯當時の役者女繪の銘人にして譯て中にも香蝶櫻國貞は似顔の上手むかしより此繪師に及ぶ錦繪はさらになし寛政末に豐國門人に國政といふ繪師あり市川高麗藏辨長中山富三郎のお七大首にしたる似顔團扇に出しそれ流行する其錦繪など役者の大首書たるは此時より始て覺ゆ國政は終る二代目國政といふ人しんば魚屋にて松五郎といふ

## ○三十八 口上人形

歌舞妓にて忠臣藏菅原の狂言大序幕の外へ操のごとく口上の人形を出せし始は家橋羽左衛門芝居にて忠臣藏の時一座役者立者誰々は勘平師直原郷右衛門又は誰は由良之助判官本藏と役割せしに羽左衛門役更になし掛りの仕切場云には太夫元の儀なり如何して

宜しからんと思ふ折家植いふには此度の忠臣藏大座の座組古今の割合にて各銘人方其内の役員請候ても一座の思はく悪くなり殊には我等芝居座元のへ大序に罷出忠臣藏役割并口上のべんと幕の外にて人形の脇にて肥前座の紋を付上下にて右の口上長觸をよむ此時見物こぞつて早朝より羽左衛門口上聞んと大序の前より押来る人の山これ銘人の所也今其例にならひ口上の人形を出すなり

## ○三十九 山崎與次兵衛

むかしより狂言義太夫に出たる與次兵衛は攝州山本村に住す富家の坂上與次右衛門と云ものこれを山崎與次兵衛といふ難波の妓女吾妻といふありふるくなじみて樂しそめり

## ○四〇 身は難波こゝろは都名は吾妻

のほりつめたる山本の里

## 又其頃

「あづま請出せ山崎與次兵衛請出／＼山さき與次兵衛そつこで受出せ三百兩。」  
といふ歌流行す一中節淨瑠璃にはふじや吾妻山崎與

## 次兵衛と有り雙蝶々義太夫には興五郎とする

## ○四十一 五人男

浪花の五人男五つ鷹金の義太夫より出て江戸歌舞妓に用ゆる紋所 鶴文七 安の平兵衛 極印 千右衛門 雷庄九郎 布袋市右衛門人の知る所なれど俗に思ひ付たる紋おかしき事ゆへ一々爰に顯すいつの頃よりかしらす五人死罪に行はる

## ○四十二 日蓮暫のつらね

五代目白猿日蓮様暫の御せりふ

「念佛無間禪天魔真言亡國律國賊天地乾坤の其間に有べき信者のしらざらんや常行天皇九代の後胤小凌の藥王丸己寅當年積りて五百御忌何と久しう物ながら見物不淺は御免勸化真言ほうやはまつて南無妙法蓮華經

うぐひすや梅にも月日星下り

行年六十三翁

## 右反古庵白猿自筆五代目半四郎所藏之寫 さるの 白 猿

## ○四十二 上下姿の下駄

役者立役女形にかぎらず十月十七日寄初正月元日仕初之前に上下にて下駄をはき歩行年禮も右の姿にて勤しは古來より仕來りしことゆへ江戸歌舞妓の異風残りて京大阪にさらになしむかしより役者年禮下駄をはいたることいつの頃よりの達もの始しにや譯て女形など振袖姿にてぬり下駄をはきあるくは色子若衆あみ笠駒下駄にてあるく姿より出しならんか又立役もむかしは芝居町近邊に居て向ふの路じより樂屋へ通ふに湯上りにて下駄をはきそのまゝ樂屋入せし事今に残りて其まゝならん藝人故式禮なし上下姿にいかゞの取合也

## ○四十三 二代目柏猿

柏庭傳は二代目團十郎の句集にあり後五代目白猿不夜庵五雲と題したる冊子あり天明かのと巳霜月朔日とあり右冊子の抜書

## 篠塚の書に

岩角に霜ぞ花咲那知若衆

柏 庭

生島新五郎より送る前に出たる柏菴集にあり

はつかつはからしもなくて泪かな  
生島 新五郎

かへし  
其からしきいて泪のかつをかな

柏 菴

まゝの紅葉にて御闇所を通るころ

いざさらば雪見に小六所まで

此發句短冊に書いて下總の何某が藏といふ

雪のふりたる日あらし小六のもとへ招かれて

いざさらば雪見に小六所まで

ある方へ招かれて水仙椿のなげ入を見て

花と花口すいせんとつばきかな

二代目の句でうより五代目にうつり面白し今七代目

とも市川家の發句これと同じ

○四十四 尾上松錄

尾上菊五郎梅幸の門人にして初名子供より尾上松助

三朝と云近年女形より敵役にいたる大達者なかも

寛政文化の幽靈怪談工夫者の祖にして種々の狂言今

伴菊五郎へ傳へて年々の大入せしは全く親松助の手

柄老年におよび松助の名孫にゆづり松錄と改松助は

菊五郎となり傳翁院釋松錄惠琳居士文化十二亥九月

役者にて狂言作をせしもの此外にあれど餘は不知

○四十八 市川惣代

文化十二年の秋市川男女藏惣代となる事市川市藏故

團藏の門弟市紅終る後團三郎親の名讓受團藏と改る

市藏今團藏の門弟になる事改りて七代目團十郎の門

人となる男女藏五代目團十郎白猿より賜ひ請たる鰐

十郎の市藏へ譲るこれより鰐十郎と改名して其年十

月名残をして歌右衛門と一所に大坂へ登る此人をは

りまや市鶴といふその子助藏を二代目鰐十郎後終る

三代目鰐十郎同じく終る

○四十九 打出し太鼓

江戸歌舞伎三座は近來小田切土佐守様仰渡されにて  
中村座芝居の打出し太鼓ばかり葺屋町木挽町は打出  
しの太鼓に小太鼓を交て打事都て勘三郎芝居は元祖  
にして古實多く其餘は略す

○五十 打出し太鼓

中村座芝居の打出し太鼓ばかり葺屋町木挽町は打出  
しの太鼓に小太鼓を交て打事都て勘三郎芝居は元祖  
にして古實多く其餘は略す

## 三升屋二三治戯場書留下卷

一歌舞妓狂言役者年代記  
并作者豊後節太夫に同じ

一役者の初め終迄

一狂言の評判當りの事

一年號不合は當りによつて也

一立川焉馬年代記相違してつまひらかに印

一冊子の内もれたる事は考へて加へん

- 歌舞妓の始は永祿三年名護屋山左衛門出雲のお國京五條橋にて女芝居始る寛永の頃日本橋に女芝居高札を建る後六年に女芝居御禁制になる
- 元和三年の頃京四條にて歌舞妓始る同七年猿若の元祖道明下る小歌の銘人にて其頃もつぱら流行せしといふ
- 寛永甲子年中村勘三郎中橋にて始て芝居興行する此年阿波より生島丹後下る同五年桐長桐といふ女舞下る所々にて興行する又鎌倉河岸に小芝居立同

- 承應二年村山又兵衛京へ登り芝居興行する同年村山又三郎江戸にて終る同三年市村羽左衛門續狂言の始り明暦元年に引幕道具建元祖宇左衛門工夫をもつて始る同三年作彌九平終る同年猿若勘三郎公より裝束拜領する此年江戸大火にて三芝居類焼する明暦火事これなり
- 萬治元年元祖猿若勘三郎終る同二伴明石二代目勘三郎と改名又此年河原崎權之助京より下る同三年森田太郎兵衛木挽町にて始て櫓を上る森田座の元
- 八年村山又三郎京より来る同九年中村勘三郎今の人形町へうつる其頃多門庄左衛門右近源左衛門小舞庄左衛門三人江戸へ下る村山又三郎葺屋町にて芝居興行する村山平次下る同十三作彌九平玉川千之丞下る其頃切落追出し始なり
- 正徳の頃は丹前六法びんごぶしはやる久松三太早川初瀬下る此年の四年大坂にてお染久松心中あり市川團十郎元祖慶安年中堀越此江戸へ下る和泉町に住居する慶安元年河原崎座始て木挽町にて芝居興行同三年猿若勘三郎金のざい拜領する芝居今の大坂町へうつる

祖也

- 寛文元年桐大藏木挽町にて興行同二花川作彌といふ女形下る大坂中の芝居建つ此時竹田からくりはじまる同三年森田座河原崎相座元にて興行する同四年市村竹之丞玉川主膳二人座元にて興行其以前玉川久三神田明神社内にて興行同六年京都より都傳内下る同七年久三郎傳内と改名同八年花道并附舞臺始る同九年京都に七ヶ所芝居御免ある同十四野宮源八といふ役者下る同十一年山村長太夫江戸へ來る山村座木挽町にて櫓を上る其頃なげぶしといふもの流行するこれ長歌の始なり
- 延寶元年都傳内境町にて興行同三年山村座に而曾我物語狂言はじめて致すと云
- 曾我物語は中村座にて始めて勤しと故人櫻田治助云
- 同四年霧浪瀧江市村座へ下る其頃の銘人大坂傳吉木村喜右衛門同六年市村竹之丞剃髪今本所五之橋竹之丞寺建立するは此竹之丞なり此年八月三代目中村勘三郎終る其頃三國彦作といふどうけ師下る是どうけといふ役者の始まり又いからし嘉兵衛權

平などいふはやしの銘人あり

- 天和元年敵役藤川武右衛門下る中村七三郎少長丹前の元祖なり同二年中村傳九郎朝日祭の元祖市村座にて五人女之始此年より三ヶ津役者評判記出る今天保八丁酉年迄百五十四年になる京八文字や自笑なり
- 貞享元年大坂にて義太夫芝居始まる今の大坂なり此年四代目勘三郎隠居して傳九郎となる舞鶴是なり同四年大坂御堂前のかたきうち有山村座へ淺尾爲十郎下る
- 元祿元の頃より松本左源太上村歌門三條勘太郎の女形銘人津田次兵衛江戸へ下る大坂の若太夫の芝居建つ同三年元祖河原崎權之助終る同四年二代目河原崎堺町にて興行其頃水木辰之助は踊の銘人なり同五年元祖團十郎才牛上京同六年萩野八重桐下る同七年坂東又太郎下る同八年小舞又三郎中村座へ下る同九年團十郎京都より中村座へ下る同十年七三郎上京市川九藏八歳にて初舞臺後二代目團十郎なり同十一年團十郎鳴神上人の始め同十二年萩野澤之丞紫ばうしの始是を萩野ばうしといふ岸田

小才治竹馬の所作事同十四年團十郎不破名古屋の始りいなづまを角にして紋所に付るこれより三升の定紋代々付る二代目中村勘三郎家督同十五年團十郎不動明王の像始て勤る同十六年元祖團十郎石山源太の役にて初しばらく此年堺町葺屋町兩度焼る同十七年元祖聞十郎才牛終る横死坂東又太郎終る才牛横死は元祿十七の後正徳の印本にくわしく認出由此本江戸になし三の卷一冊七代目團十郎所持して予も見る繪入板行寶永忠信物語なり

○寶永元年十一月市川九藏二代目團十郎となり同二年萩野澤之丞終るよくねん江戸たいくわにてさかゐ町ふきや町類焼このとし生島大吉をはる出來島をはる同五年五月元祖七三郎少長をはる同年嵐喜代三八百屋を七の役はじめてつとむるこのときふうじもんつけたるはじめ也同六年坂田藤十郎をはる團十郎もぐさうりやくはじめてつとむる同七年三おはさかにてをはるこのとしさかゐ町ふきや町またぞろやける

○正徳元年小かん太郎次小の川千壽終る同二年市川若松終る同三年十月元祖中村傳九郎終る此年山村

榊山小四郎姉川新四郎下る菊次郎お七の大當り同十八年森田座所替願出不叶休座する中村勝十郎嵐三右衛門下る同十九年菊之丞始石橋京にてお半長右衛門心中同廿年團十郎海老藏柏蓮と改名海老藏の名始也七藏改松本幸四郎と成此年森田座にて河原崎木挽町にて興行元祖澤村宗十郎梅の由兵衛の始り聲と鳥の衣裝紫頭巾に錠をおろせし狂言の始なり龜音といふ

○元文元萩野伊三郎市川流のしばらく同二年竹之丞市村宇左衛門となる常磐津文字太夫初て出勤京にておしゆん傳兵衛心中大坂にて五人切同く三年菊之丞たるやおせん物狂ひの淨るり富澤辰之助文菊下る同四年坂東彦三郎瀬川菊次郎下る宗十郎露の五郎兵衛大當り海老藏どんす三本同五年四月市川團藏二代目團藏となる竹田友藏なり今團藏親市紅なり

○寛保元海老藏不動團十郎愛染此年海老藏團十郎上京同二年兩人下る團十郎終る同三年宗十郎上京富十郎河東節夜の編笠菊之丞女鳴神

○延享元森田座再興中村座百二十年の春同二年澤村

宗十郎下り長十郎と改此年堺町葺屋町焼澤村春五郎改二代目宗十郎となる菊之丞始ての娘道成寺中村座にて廿五番續の狂言同四年其頃小六染はやる松島八百藏改市川八百藏となる五月大谷廣治十二月大谷龍右衛門終る昨年の春大坂より立役岩井半四郎下る大和屋先祖也深川淨心寺に代々の墓あり

○寛延元年岡澤改廣治と成中村条太郎同喜代三下る二代目宗十郎終る同三年歌川四郎五郎三代目宗十郎となる九月元祖菊之丞終る同三年助高屋高助孤の女郎買の狂言六代目中村勘三郎隠居して七代目を勤る正月元日彦三郎終る坂東又八改三八と成此名三津五郎家に残る

○寶曆元年中村小傳次七代目森田勘彌となる山中平九郎嵐七五郎下る高助由兵衛大當り家の狂言となる同二年尾上菊五郎女形より立役となる澤村長十郎初工藤中村富十郎嵐和歌野下る同三年長十郎改助高屋高助となる同三年富十郎始ての道成寺嵐九八郎坂東又八郎となる同四年柏蓮二度目矢の根五郎松本幸四郎四代目團十郎と成中村助五郎男道成寺同五年長十郎始ての由良之助駿河屋十町髮すき

座にて團十郎始ての助六同四年山村長太夫ゆへありて此櫓を斷絶する團十郎扇賣大當り壬五月あらし喜代三終る女形の銘人お七役始也(A)此文の紋是より付しといふ

羽左衛門の角力同六年瀬川吉次二代目菊之丞となり此年正月三日助高屋高助十一月十三日瀬川菊次郎兩人終る菊五郎水船にて水仕合鯉を遣ふ事菊五郎家のもの也同七年六月二日大谷廣治終る中村歌右衛門山下金作下る團十郎無間がいこつの所作新材料木町より出火兩座類焼する市川海老藏七十一歳にて終る芝増上寺地内あかん堂へ葬る實曆八年なり同年豊竹越前一世一代信仰記の始同九年江戸中大火又候三芝居焼る大坂顔見世十月と定る十月十九日八百藏終る同總角林彌改吾妻藤藏と成富十郎葛の葉名代あしや子別れなり同十一團藏松江下る歌右衛門上坂操座中の芝居高野山の火事兩町焼る同十二年五月六日八代目羽左衛門十一月十一日佐野川市松終るぶん廻し道具建初て出来る尤ぶん廻しは其頃上廻として舞臺の上にて車を付て廻す事今のがぶん廻しははるか後の事奥にじるす市川雷藏のぶ賣の始同十三年荻野八重桐中洲にて水死中村傳藏改二代目市川八百藏と成七月中村助五郎終る古手や八郎兵衛おつま心中八郎兵衛の跡は今も富澤町に残れり

○明和元年雷藏柏車助六市川染五郎改高麗藏となる綿紅なり芳澤五郎市崎之助となるおほ坂にて崎之助あやめと成る同二年菊之丞無間の鐘七藏改二代目岩井半四郎と成同三年五月十二日小佐川常世終る二代目團藏上坂中村仲藏秀鶴羽二重小袖定九郎始ての工夫富本牛之助初舞臺後豊前掾なり此手大坂堀江市の例芝居始て建同四年四代目團十郎天笠德兵衛市村座二日替りの始歌右衛門中村座へ下る大坂岩井ぶろのころし菊五郎上京四月柏車雷藏之丞石橋歌右衛門清玄坂東三八嵐音八終る同七年歌右衛門名残の清玄上坂八月宗十郎京に終る仲藏初工藤長うたの銘人富士田吉次楓江終る同八年四代目宗十郎京にて終る仲藏のしほ森田座へ下る澤村金平改瀬川雄次郎となる同九年目黒行人坂出火江戸中大火兩座とも類焼する

○安永元年尾上菊五郎中村喜代三下る六月廿四日目黒團藏終る同二年中村座百五十年壽興行四代目團十郎松本幸四郎になる幸四郎は五代目團十郎とな

る向島白猿なり壬三月十三日菊之丞終る同三年廣次仲藏だんまりの始り京にて菊五郎忠臣藏の大當り田之助京都にて四代目宗十郎になる訥子なり同四月後仙女也中村勘三郎終る仲藏大日坊しのぶうりの始同五年幸四郎海老藏と改一世一代富三郎三代目菊之丞と成四月十一日吾妻藤藏終るこぶ藤なり同六年市村座七福神の對面七月三日八百藏終る八月十九日富澤辰十郎終る十一月十九日のしほ新五郎終る同七年富十郎七へん化三月四代目海老藏五粒終る三五郎音八上京中村七三郎九代目勘三郎となる雀童といふは此人なり糸太郎松助下る同八年菊之丞淺間がだけ石橋市川辨藏元服して門之助となる新車なり同九年菊五郎一世一代忠臣藏三津五郎道成寺此年梅幸上京

○天明元年市村座三日替おはん長右衛門お千代半兵衛おなつ清十郎櫻田治助作八月十六日大谷廣右衛門終る堺町葺屋町兩座焼る同二年六代目團十郎郎藏にて初舞臺四月十日三津五郎終る是業也同三年瀬川乙女作者となる瀬川如臘と云元祖也一世一代道成寺所作事勤て舞臺を引込仲藏茶の湯景清幸四郎重忠此年兩座焼る同四年坂東熊十郎三代目坂田半五郎と成宗十郎男けいせい同五年桐長桐ふきや町にて興行はじめて闇の戸の淨るり文字太夫終る又候此年兩芝居焼る同六年仲藏志賀山三番叟大坂にてちんこ芝居はじまる仲藏譯あつて中山小十郎と成同七仲藏幸四郎戻かごの淨瑠璃始也中村重藏嵐龍藏染まつ七三郎下る仲藏上京同八年仲藏爲十郎下る中村座三かつおはな半七の二日がはり同五年五月團十郎鰐藏白猿と改名半四郎上京中村勘三郎休座都傳内假櫻興行宗十郎都座へ作者並木五瓶つれて大坂より下る門之助勘左衛門終る七代目團十郎新之助にて新田徳壽丸の初舞臺都座にて五人女都傳内百六十三年の壽興行同七年片岡仁左衛門中村のしほ都座へ下る此春五人切の大入並木五瓶手がらなり同八年都座にて當時のぶん廻し道具師菊之丞小梅長吉の二役此顔見世市川海老藏一世一代成田屋七左衛門と成る同九年宗十郎ふきや町にて紀文木挽町にて松助水仕合鯉を遣ふ團十郎中村座再興行芝居間口廣くなり新之助後海老藏初しば

らく宗十郎八百藏出村玉屋の始宗十郎茶つみ夕ぎり伊左衛門三八下る宗十郎上坂十一月嵐七五郎終る龍藏同十一年森田勘彌再興五月十三日六代目團十郎牛じまにて終る八月廿六日傳九郎終る富本延壽松木挽町にて一世一代同十二年嵐雑助市村座へ下る二月岩井半四郎終る白銀の太夫といふ深川淨心寺池上山内に墓建る銘人の女形也今杜若の親半四郎絆三郎なる紫若の祖父なりかさね政岡の祖也といふ其外手柄多しゑび藏七代目團十郎三升と成る

○享和元年市川男女藏松本米三上京二月四日嵐雑助終る白猿成田屋の家名譲受る此人なり三月十九日宗十郎終る淺草誓願寺地中受用院に墓同二年河原崎座へ白猿再勤團藏上坂六部順禮五月二日三代目大谷廣治終る丸屋十町といふ六月廿七日三代目幸四郎男女川京十郎とて終る中村大吉河原崎座へ下る同三年市川高麗藏改四代目松本幸四郎となり綿升也淺尾工左衛門米三ふきや町へ下る八百藏一世一代助高屋高助と改る彦三郎大吉市村座にて名残上坂

○文化元年中村座へ瀬川路考中山文七下る松助木挽町夏狂言天竺德兵衛水中早がはり中村座百八一年の壽七代目團十郎口上披露三津五郎道成寺同二年大坂にて菊之丞葛の葉大當り米三終る同三年大谷友右衛門中村座へ下る此年三月四日高輪より出火河原崎座焼る堺町ふきや町殘る十一月友九郎火事兩座焼る六月廿七日初代櫻田治助終る同四年路考改仙人路之助改路考となる二月二日並木五瓶終る三津五郎男女藏中村座にも二日替助六同五年中村歌右衛門始て關三十郎小川吉太郎下る市村座へ澤村田之助と淺尾工左衛門は二度目の下り九月十六日小佐川當世終る同六年尾上松錄ろく首のしきけもの工風松助は松錄となる伴榮三郎松助となる同七年市川團藏藤川官吉淺尾勇次郎木挽町へ下る額十郎なり男女藏弟市川瀧之助瀬川龜三郎終る前年の年佐内町火事兩座焼る同八年三月歌右衛門七へん化所作彦三郎一世一代の菅原忠臣藏二日替半草庵樂禪と改後剃髪する坂東重太郎友右衛門下る澤村源之助改め宗十郎と成同九年歌右衛門上京名殘志賀山三番叟清元勤十一月廿九日瀬川路考十二

月八日澤村宗十郎終る同十年雑助荒五郎雷助終森田座百五十年の壽半四郎お染久松七役早替りつるや南北古今の工夫近年の稀もの也三月中村座三津五郎十二月所作始む堺町ふきや町兩座焼る同一年三津五郎十二支の所作歌右衛門松江下る田之助上京二月廿四日坂東八十助終る嵐三五郎市村座へ下る富本齋宮太夫事清元延壽太夫者改本芝の常磐津兼太夫終る中山文五郎やんまろ終同十二年河原崎座再興歌右衛門中村座にて一世一代瀬川多門改五代目菊之丞となる市川市藏改七代目門弟となり鰯十郎と改市川男女藏市村惣代となる九月十六日尾上松錄終るあらし龍藏作者初代松井幸三終る同十三年ふきや町桐長桐座再興此年三月三升屋二三治出勤工左衛門又々下る松江上京中村歌右衛門中村東藏坂東彦右衛門終る同五月三日桐長桐座芝居棟はり折れる同十四年市村龜藏改坂東彦三郎となる正月廿八日田之助終る仁左衛門重太郎桐座へ下る十一月二日團之助自害此年正月兩座焼る早速普請出來する乗物町鹽風呂より出火

○文政元年中村座へ歌右衛門御判物にて芝翫と名乗

り下る助高屋高助終る作者福森久助終る桐座休都傳内葺屋町にて再興百九十五年の壽興行同二年同町にて玉川彦十郎櫛に成芝翫上坂二代目並木五瓶終る幸四郎半四郎名古屋より上坂鰯十郎門之助終る嵐徳三郎木挽町へ下る中村源之助堺町へ下る此時三津五郎名残上京團十郎河原崎座にて五節句の所作事同四年路考絆三郎中村座にて高尾頼兼二日替り同五年市村座顔見世再興木挽町芝居より出火焼る三月さかの町へ三津五郎下る大吉一世一代猿廻し團十郎菊五郎不破名古屋さや當同七年菊五郎中村座にて始てのお岩此年幸四郎半四郎さかる町へ松江下る七月七日門之助廿九日馬十八月大吉終る十二月廿九日さかの町ふきや町焼る同八年關三十郎吃又平所作名残上坂尾上菊五郎上坂同九年仁左衛門嵐龜之丞中村鶴藏其外嵐七五郎など木挽町へ下る菊五郎一年にて下る菊之丞中村座にて道成寺同十年河原崎座にて座頭大座の座組五十三次之狂言中村鶴助中村座へ芝翫となりて下る歌六河原崎座へ下る正月さかの町ふきや町焼る同十一年箋助芝翫兩座にて合法此時箋助講芝翫講と連中あら

そふ同十二年三月九日佐久間町火事三芝居焼る此時木挽町座組源之助冠十郎其外四ツ谷三光院地内にて芝居興行中村座より上の團十郎高野山参詣上京此春澤村源平源之助にて木挽町へ下る三十郎河原崎座へ下る二代目櫻田治助鶴屋南北終る同十三年團十郎高野山より歸る此時始ての上京なり○天保元年源之助木挽町にてかるかや道心始て勤る三津五郎市村座にて一世一代秋津しま十二月堺町ふきや町焼る同二年菊五郎二度目お岩市村座てうちんの幽靈工夫の始二代目鰐十郎友右衛門木挽町へ來る十二月三津五郎菊之丞終る源之助訥升となり團十郎海老藏白猿となる八代目ゑび藏團十郎と成箇助改三津五郎秀調海老藏市村座にて助六半四郎女清玄同四年八代目團十郎初しばらく市川團藏團三郎御判物にて市村座へ呼下し芝翫名残上坂半四郎杜若となる糸三郎半四郎となる同五年故人三津五郎梓坂東三八木挽町座元森田勘彌にて家督相續二月廿七日佐久間町三味線屋火事三芝居類焼此年森田勘彌再興同六年市村座にて菊五郎五十三歳古今稀成前代見聞大入紫若彦三郎堺町へ下る三十

郎上坂成田屋宗兵衛終る坂東重太郎實川額十郎兩人大坂にて終る去年市村座にて菊五郎怪談大入海老藏出火より上京して長崎呼下し御判物市村座にて二度目忠臣藏裏表市川白藏事九藏となる木挽町へ下る此秋市村座にて海老藏くはだてにて幸四郎一世一代の催せんと中村座へ相談におよびし市村座の芝居より聞傳へ一同海老藏方へ集り宅をこはせし事こんざついふもさらなり夫より納り中村座へ相談に及び一番組小田原町しんば川通り様々仲人取扱にて相濟幸四郎一世一代菅原の狂言に極り顔見世無滞興行來春は又々市村座へ菊五郎海老藏歸り八犬傳の狂言相談極り候處菊五郎了簡にかなはざる事出來狂言替り夫よりして海老藏菊五郎不和と成立別れ海老藏森田座へ出勤八犬傳狂言にかゝりいよく兩人中悪くなり今に其ま、四月八日半四郎終る同八年海老藏市村座へ歸り扇屋熊谷三月中村座菊五郎親松錄廿三回忌に付岩藤の化物八月三十郎スク忠臣藏になる是迄記す 大尾是は狂言作者三升屋二三治といへるもの、書あつめたりしとて友人關根東紫の元よりおこせし

を人にうつさしめて收入たり文辭あとさきになりてとのはねは俗人の手になれるがゆへ也見む人書ざまのあしきをとりて事實のよきをすることなけれ

活 東子 識

兩狂言座引拂被仰付候節之寫

堺町專助店

狂言座

勘

三 郎

同人抱役者座頭

彦 三 郎

同人芝居出方惣代

半

右芝居附料理茶屋惣代

七

同 文

助

狂言座

羽 左 衛 門

堺町正藏店

操

吉 左 衛 門

煩に付

桶

同人伴 条 次 郎

同人芝居出方惣代

吉

右芝居附料理茶屋惣代

同 定 善  
木挽町伊三郎店 在言座 権 之 助  
同人抱役者座頭 請 升  
同人芝居出方惣代 德 兵  
松 藏 衛

同 同人芝居附料理茶屋惣代 長右衛門  
國三郎

此度市中風俗改候様にとの御趣意に有之候近年役者共芝居近邊に住居致し町家之者同様立交殊に三芝居狂言仕組猥に相成右に付候而者自然市中へも風俗押移り近來別而野鄙に相成又は時々流行坏多くは芝居より起り候儀に付依ては往古は兎茂角茂當時御城下市中に差置候而は御趣意にも相戻候事共に候一體役

者之儀は身分之差別茂有之候處何となく其隔も無之様に相成候而は不取締事に付此節堺町葺屋町兩狂言座并操座芝居其外右携候町家之分は不殘引拂被仰出候乍然二百年來も土着之地相離候に付其品々難議之筋も可有之哉に付相應之手當可被下候替地之儀は取調追而可及沙汰候木挽町芝居之儀者追而類焼致候普請大破に及候節は是亦引拂申付候間兼而其旨可存尤權之助狂言座之儀は來春興行相始候はゝ狂言仕組并役者共猥に素人に不立交候様取締方之儀厚く可相心得候右之通被仰渡奉畏候仍如件

天保十二正年十二月十八日

右者遠山左衛門尉様御白洲へ被召出御年番東條八太夫殿中島嘉右衛門殿御助松浦榮之助殿町年寄館市右衛門御列座に而御奉行所様被仰渡夫より御番所へ相廻り御請證文へ印形仕尙堺町名主五郎兵衛七左衛門殿町年寄館市右衛門殿御立合にて東條八太夫殿堺町名主五郎兵衛へ被仰聞候は扱早堺町葺屋町兩座共懸り合當人共は勿論町内地主一同當惑可致乍然芝居引拂之儀は先年より度々御沙汰有之趣其砌は先勤御奉行より種々被仰上其儘被差置候處猶又此度御沙汰に

付拂而被仰上等有之既に差控等被仰付候程之儀にも有之替地之儀品々にも御沙汰可有之殊御奉行所様思召に而極場末には有之間敷哉成丈繁花之場所無之内御沙汰に有之間始終は當時之場所にもなとるまじく其旨相心得難有可存右之表向之御沙汰には無之自分其了簡にて無急度申渡旨被仰聞付之は木挽町之儀も類焼又者大破におよび候はゝ引拂之趣被仰渡何れ普請大破には差當り及間敷候得共類焼等有之候はゝ早々にも引拂にも可相成左候得はゝ當人共は勿論町内地主并隣町御券地位もおとり可申既に兩町引拂に付而是江戸橋より兩國迄之衰微之様相聞候間木挽町之儀は當時火之元專要に候間町内地主は勿論隣町地主共へも右之趣名主より精々心付火之元可爲相守旨御沙汰有之候別段館市右衛門殿被申渡候は堺町葺屋町木挽町共町内御券繪圖并芝居附料理茶屋住居共委細繪圖面認早々可差出との御沙汰有之候

堺町専助店 狂言座 勘三郎 助  
右芝居附料理茶屋 慎代辨次郎店 半

右操座勝兵衛店 八  
吉右衛門に付 金  
葺屋町新六店  
狂言座 羽左衛門  
右芝居附料理茶屋惣代 德兵衛店 定  
右操座喜三郎店 孫三郎後見平 次郎  
右勘三郎地主 鶴島町三郎兵衛店 庄助娘まつ後見  
庄兵衛娘に付 幸  
右操座吉右衛門地主 新兵衛妻ゆき後見新兵  
五郎兵衛町太郎兵衛店 深川佐賀町庄兵衛店 勘右衛門娘とら後見

右操座孫三郎地主 久 次 郎  
本港町家持源 次 郎  
右料理茶屋其地主惣代  
葺屋町家持安次郎方同居  
なな後見  
同堺町家主利兵衛方同居  
みを後見  
安 次 郎  
五人組 辨 兵  
右 家主 八 文  
五人組 辨 兵

今般堺町葺屋町兩狂言座并操座芝居其外右に携り候  
町家之分不殘引拂被仰出淺草聖天町最寄にて替地被  
下候に付而者早々難義之筋も可有之哉に付雙方へ御  
手當金五千五百兩被下候間難有可奉存

但割合之儀者追而可及沙汰候  
右之通被仰渡難有奉畏候仍如件

天保十二丑十二月二十九日

右 家主 勘 専 助  
五人組 長 七助郎  
右 芝居附料理茶屋惣代  
右 家主 五人組  
五人組 家主 五人組  
右 家主 五人組

右料理茶屋惣代  
右操座孫三郎後見  
正勝羽左衛門新利兵  
金利兵  
藏衛門六衛郎七衛郎  
家主 八 文  
五人組 辨 兵

右操座孫三郎地主  
本港町家持源 次 郎  
右料理茶屋其地主惣代  
葺屋町家持安次郎方同居  
なな後見  
同堺町家主利兵衛方同居  
みを後見  
利兵衛  
五人組  
五人組  
右 家主 八 文  
五人組 辨 兵

右 家主 平 次 郎  
五人組 喜 三 郎  
右勘三郎地主越島町庄助娘まつ後見  
右 庄兵衛煩に付  
幸 家主 三 郎 兵 衛  
五人組 平 次 鐵  
名主煩に付代兵 同坂本町新兵衛妻ゆき後見  
右 家主 太 郎 兵 衛  
名主新助後見  
新右衛門煩に付代  
太 郎 右衛門  
五人組 五 郎 兵 衛  
名主 五 郎 兵 衛  
右操座吉右衛門地主  
右 兵衛門  
五郎兵衛門地主  
深川佐賀町庄兵衛店  
勘右衛門娘とら後見  
右 羽左衛門地主  
久 次 郎  
一今般堺町葺屋町兩狂言座并操座芝居其外右に携り候  
町家之分不殘引拂被仰出淺草聖天町最寄にて替地

被申候に付雙方え御手當金五千五百兩被下置候旨

昨二十九日遠山左衛門尉様於御白洲被仰渡一同難有仕合奉存候依之御禮奉申上候以上

天保十三寅年正月二日

堺町専助店

狂言座

勘 三 郎

家主 專

助 吉

五人組

長

外名前一同印形

狂言座

勘 三 郎

外名前一同地主共

狂言座

勘 三 郎

此度堺町葺屋町兩芝居并操座芝居其外引移候に付淺草聖天町最寄に而替地可被下旨申渡置猶取納之上淺草山之宿之内小出伊勢守下屋敷一萬七十八坪被下候間其旨可存尤坪數地所割付等之儀者追而可及沙汰右之通被仰渡難有奉畏候仍如件

天保十三寅年正月十二日

右 勘 三 郎

外名前一同印形

一芝居興行方之儀に付而者寛政六寅年文政十一子年中座元者勿論役者共并に出方之者共迄へも被仰渡有之近來役者共其外被仰渡之義年々違失仕猥に相成給金高追々耀上げ候に隨ひ衣裝持物平日之所業萬端增長致し且者狂言仕組之儀も其時之流行之事共狂言に仕組勸善懲惡の意を失ひ不宜風俗之兎角ひ素人に立交り不縊之趣は既に去丑年十二月中村勘三郎羽左衛門兩座操座共引拂被仰付淺草山之宿之内替地共御手當金も被下置權之助座も萬一類焼に及候歟追て普請等之節者前書之場所へ被爲引移候旨被仰渡畢竟芝居永續被爲思召候故之儀者一統難有奉承知候處此度素人へ立交り候段御聽役共者之内

羽 左 衛 門

歌 右 衛 門

彦 三 郎

遠山左衛門尉様御白洲え被召出巨細御教諭被成下

置候上町役人共え御預けに相成御吟味之上全素人へ立交り候儀は芝居場所替被仰出追而替地へ引移り候後之儀者心得違懇意之者方へ罷越候迄之儀に而酒宴之席等へ立交り候儀者無之候得共右始末重

重奉入以來一同相慎被仰渡之趣堅相守逸く御廉書を以被仰聞候條右之通

一役者共給金之儀者寛政之度被仰渡にもとづき三座取極め一ヶ月極め給金高も有之近年猥に相成座頭其外夫々給金高追々相進候に付而者舞臺衣裝格別立派に相成座元より差出候小道具中道具類之内役者に寄不相用自分持分持料等相調舞臺へ持出候儀も有之追々奢侈相募り其上駕籠に而往返いたし平日脇差手道具家事幕方無益之者共差置都而花美大行之體有之右は全多分之給金を取り候故自然と奢侈之儀有之以外の儀に付役者共藝之分限に應し平衣裝持物等并平日之所業着服共相慎み營方出來候様に給金高引下可申候

一芝居興行之儀に付寛政之度被仰渡候規定を以三座振割座頭に可相成重立候役者一ヶ年給金高五百兩花方一枚目三枚目三百兩二百兩以下女形も右に准

し尤重立役者興行日每立錢等右にこもり其身藝能次第相付座元より出勤之儀懸合に罷越候節は早速承知いたし狂言仕組に可仕懸處近來猥に相成右給金之外加役衣裝代又々餘内金杯と唱へ内證に而多分金子受取其上立錢等右給金之外に相成候風聞も有之右等被仰渡に相振候間向後先年被仰渡候規定之通之給金高を以一ヶ月興行六替りに割合興行之度懸合有之候て別段加役衣裝餘内金或は立錢杯之勝手我儘之儀無之早速稽古に取懸り早朝に樂屋入夜更に相不成様心掛尤駕籠にて往返等決て不致歩行之節途中に而素人に立交り候儀は勿論稽古并興行之節衣服之儀は重に木綿之類著用可致候事

一舞臺衣裝持物等金銀糸之縫摸樣唐物熨斗目長上下繻子羽二重天鵝絨御武家方式服に紛敷品々勿論錢品決而不相用衣裝結紬木綿褶込之外美麗成品差用致間敷事

一かつら之儀近年衣裝其外に准し追々上品に相成不宜候向後は立役女形共其都而危末之品相用可申候但し狂言之筋に寄近例に替り候役相勤候節は別

てかつら衣装等の向工風致し手數も懸り候由以來は可成又危末之品に而相用候様可致候。狂言稽古三日限相熟し大道具小道具等出來次第初日幾日と取極め候は、當日正六時より樂屋入早朝より相始狂言不殘相揃候様可致尤夕七半時限打出し短日に候其あかり用候儀致間敷狂言半にも相仕舞可申候事。

一寛政之度樂屋三階見通しに致圍仕切等相成間敷旨被仰渡有之處近年仕切等相附中にて打寄酒宴に紛敷喰事等致候風聞も有之右之外之儀兼々御沙汰之有之候間以來樂屋三階見通に致し幕間辨當之外美食酒肴等決て取不用且興行中見物之素人知る人に候共茶屋三階樂屋三階通路は勿論棧敷後ろ等に而挨拶咄等決而致間敷候事。一座頭并重立候者は迄度々被仰渡之廉相辨可能在候間違失致間敷候得共相中以下若心得違之者有之候は、ト座元世話役より早速申出候様可致不敢其筋へ可申立左候は、ト嚴重御沙汰も可有之候座元に而精々無懈意見廻り素人立交等被仰渡達失之者は厚輕之いとひなく心付可申左候へても不行跡不勤勝印形仕置候以上。

奉承伏候然る上は以後一同心得違無之様相互に申合素人へ立交候儀并給金舞臺衣裝持物等は勿論興行中三階取縫且平生居宅等手輕に住居仕平日衣服之儀は木綿類之外着用致間敷家事取縫暮方等都而質素に取賄慎方專一に可仕候若前條之廉致忘却候者有之候は、ト何様にも可被仰付候依之後爲日御請印形仕置候以上。

天保十三寅四月十七日

木挽町六町目庄兵衛店	同	住吉町庄助居	同	小川吉太郎
金藏方同居		杜若方同居	岩井七代目半四郎	
歌舞妓役者 市川九藏後園	又茂太郎	歌舞妓役者 女形紫若		
歌舞妓役者 市川九藏後園	白藏			
深川嶋田熊吉店		新乘物町門兵衛店		
同 八代目團十郎	安政元八月	同 尾上	同 榮三郎	
同 越中島町重助店	市川而自殺	坂本町貳丁目傳右衛門店	同 菊上	同 三郎
庄兵衛方同居		難波町平助店	同 叶	次郎
同 同 嵐		同 千萬	同 みんし	
大傳馬町貳丁目幸吉店		同 大谷	同 五郎	
同 同 嵐		同 後廣右衛門	作	
芝片門前町壹丁目平右衛門店		芝西應寺門前町代地新次郎店		
同 同 嵐		市川後七右衛門		
同 川		同 宗三郎		
		芝片門前町壹丁目平右衛門店		

手儘之儀或は見物人引受取極給金之外幕間に引懸餘内杯不相當之金子等受取旨申者有候は、ト無用捨仕等一兩人により弟子役者知る人に候共無益之人數不差置着類之儀木綿之外着用不致家事取縫暮方等質素に取賄萬一素人より暑寒音信等有之候共堅く相斷職業差別を考へ都而其身慎方專一に心懸可申事。

一芝居興行休中相中以下之役者共に候とも素人に立交り不致様其身業體之儀心懸猥に他出等致間敷事右者寛政之度其後文政之度より被仰渡尙又此度市中風俗之儀改候様との被仰渡有之一體私共職業之儀は士農工商之外に身分之差別も有之唯勸善懲惡之道を形に而仕來諸人に知らせ候様戲之慰に付御差止にも相成候而も聊御差支無之儀を近年久敷相續致し右に抱り候者すきわひを立候儀に付退轉不致候様被爲思召此度兩座替地迄被下置御國恩を以安穩に渡世相成候儀は全御仁惠之段冥加至極難有可奉存旨入譯前書之廉を以委細被仰含重々難有

高砂町平右衛門店

同 岩 尾 上 五 郎

木挽町五丁目忠兵衛店

同 市川 馬平 玉 團

芝西應寺門前町代地傳兵衛店

同 市川 大谷 十郎

南八丁堀貳丁目長藏店

同 杉 大谷 十郎

新乘物町與兵衛店

同 冠 嵐 大谷 十郎

南鍋町貳丁目喜右衛門店

同 駒 右 衛 門 大 谷 十郎

中通頭 櫻領 後桐島源右衛門

同 嵐 大 谷 十郎

市ヶ谷田町三丁目新八店

同 扇 尾 上 五 郎

木挽町五丁目同助店

同 扇 尾 上 五 郎

木挽町三丁目伊兵衛店

同 頭取 片岡 虎 五 郎

木挽町五丁目吉右衛門店

同 狂言作者 南 鶴屋 五郎

芝宇田川町伊兵衛店

同 司馬 後河竹新七 晋

坂本町貳丁目傳右衛門店

同 嘺子方頭 望月 太 左 衛 門

難波町平助店みつ方同居

同 鬼 右 衛 門 助

難波町平助店杜若方同居

同 女形 菊 竹 佐 兵 衛 殿

木挽町六丁目庄兵衛店

同 佐 兵 衛 殿

鰻屋町平助店

同 岩 井 春 佐 兵 衛 殿

住居町庄助店杜若方同居

同 条 紫若伴 佐 兵 衛 殿

木挽町六丁目庄兵衛店

同 松 本 鯛 佐 兵 衛 殿

前書廉書を以被仰聞候條々嚴重に相守不取締之儀無  
之様精々厚心付晝夜舞臺下燒火等相用候儀に付火之  
元大切に仕夜分は三階其外不殘相廻可申候且役者共  
之内萬一心得遠にて被仰渡候趣相背衣裳其外平日之

所業不宜不慎之者給金之外加役衣裳かつら代餘内金等申出候者有に於ては聊無遠慮可申立旨被仰聞遂一承知奉畏候等閑に致置候はゞ何様にも可被仰付候爲後日印形仕置候以上

座元 権之助

世話役 半次郎

申付候間心得達致間敷候

狂言座

三芝居 歌舞妓

役者共

三芝居狂言座取締方之儀寛政六年規定證文差出文政十亥年以來度々申渡置候處近來風俗惡敷給金之外加役餘内杯と唱へ増金をさせ斷受候得者病氣申立興行差支候に付無據增金等相渡候上追々增長致し立者座頭と唱候者一人に付千五百兩程受取候者も有之右に付身分を不顧不相應之奢に長し候趣相聞不埒之至に候向後地所住居は不相成候間一同猿若町へ引移途中往來致候節は暑寒其編笠を相用總而素人へ立交り候儀は難相成且給金之儀は座頭之者一ヶ年五百兩を限り其餘は役者共は右に准し夫々割合相立總而町役人申付座元よりの申談を違背致間敷候尤京大坂等も同

成儀無之様可致候  
但役者共取締方申渡候上は給金渡方遲滯無之様致遣總而座元之權威を以押付候取斗致間敷候

操座元

淨瑠理語

人形遣ひ

操座者近來淨瑠理語人形遣ひ等花美之衣類上下等着用致し早替杯と唱へ人形遣ひの働きを見せ追々給分せり上又は道具仕懸等諸入用相懸候故不引合に而休座勝に相成候趣に相聞へ右は一己之利徳名聞に抱り渡世之衰微を不顧心得違之至に候總而狂言座取締申渡候趣に准し淨瑠理語人形遣ひ給金等相當に引下げ兩座へ代るぐ罷出候様出語り出遣ひ通例之上下格別花美之衣裳等は向後可相止尤座元之者ども、給分渡方遲滯無之様致可遣候

但人形遣ひ者猿若町へ可引移

芝居附茶屋

地主共

此度狂言座猿若町へ引移に相成候に付而是元地へ沙汰可被置候處芝居付に離れ候而是迷惑可致と之趣意

様申渡有之候若其外三都の外遠國城下在町等へ罷越狂言致候儀は不相成其段國々へも御觸有之候其旨を存湯治神佛參詣杯と號し猥に他國へ參候儀とう致間敷候若此上聊に而も申渡之趣相背候はゞ嚴重之咎可申付候間心得達致間敷候

猿若町地所元地より地位も相劣候儀に付近邊見合せ地代相極相當之直上げ致間敷候畢竟場所繁昌致候へば地代店賃等之滯等も無之永久連縛之受取方も出來候儀に付心得違之儀無之様可致

芝居附茶屋共

右之通取締方申付候間其意を得寛政度規定證文文政以來度々申渡之廉々向後無違失権厚相心得役者共申





同 同 金拾兩三分と三夕 **市川 海** 藏 (後古川彌三郎)  
同 同 金拾兩三分と三夕 **中村 歌太郎**  
同 同 金三拾兩 **中島 勘右衛門**  
同 同 金百二拾兩 **女形相中上分**  
同 同 金百二拾兩 **中村 叶芝**  
同 同 金九拾兩 **中村 岩井**  
同 同 金九拾兩 **中村 松之助**  
同 同 金九拾兩 **中村 眠子**  
同 同 金七拾二兩 **市川 潤川**  
同 同 金七拾二兩 **坂東 岩井**  
同 同 金七拾二兩 **中村 菊**  
同 同 金四拾四兩 **坂東 間佳**  
同 同 金三拾六兩 **中村 歌**  
同 同 金三拾六兩 **中村 桥之助**  
同 同 金三拾六兩 **中村 夕代**  
同 同 金七拾四兩 **市川 增吉**  
同 同 金三拾六兩 **中村 菊**  
同 同 金三拾六兩 **中村 辰之助**  
同 同 金三拾六兩 **中村 吉次郎**  
同 同 金三拾六兩 **中通十二人**

同 同 金拾八兩 **市川 春**  
同 同 金拾八兩 **市川 三**  
同 同 金三拾兩 **市川 筋**  
同 同 金三拾六兩 **市川 梅之助**  
尾上 **尾上 梅**  
同 同 金拾八兩 **岩井 春**  
同 同 金拾八兩 **岩井 三**  
同 同 金拾八兩 **岩井 筋**  
同 同 金百二拾八兩 **岩井 梅之助**  
同 同 金七拾六兩 **中村 松本**  
同 同 金百五拾兩 **中村 にしき**  
同 同 金二百兩 **市川 歌女太郎**  
同 同 金二百兩 **市川 锦子**  
同 同 金二百兩 **中村 隆子**  
同 同 金二百兩 **中通十二人**  
同 同 金一百兩 **中村 下立役八人**  
同 同 金二百兩 **中通十二人**  
同 同 金二百兩 **中通十二人**  
同 同 金二百兩 **中通十二人**  
同 同 金三百兩 **中通十二人**  
同 同 金三百兩 **中通十二人**

同 一金三拾兩 **頭取**  
同 一金百八拾兩 **頭取**  
同 一金九拾兩 **義太夫**  
同 一金百二拾八兩 **市村座 (常磐津金)**  
同 一金七拾六兩 **中通り十二人**  
同 一金二百兩 **下立役八人**  
同 一金五百拾兩 **狂言方**  
同 一金二百兩 **狂言方**  
同 一金二百兩 **狂言方**  
同 一金一百兩 **藏衣裝**  
同 一金三百兩 **藏衣裝**  
同 一金二百兩 **藏衣裝**  
同 一金一百兩 **藏衣裝**  
同 一金二百兩 **藏衣裝**  
同 一金一百兩 **藏衣裝**  
同 一金二百兩 **藏衣裝**  
同 一金一百兩 **藏衣裝**  
同 一金二百兩 **藏衣裝**  
同 一金三百兩 **藏衣裝**  
同 一金二百三拾兩 **藏衣裝**  
同 一金三百兩 **藏衣裝**  
同 一金二百兩 **藏衣裝**  
同 一金二百兩 **藏衣裝**  
同 一金一百兩 **藏衣裝**  
同 一金一百兩 **藏衣裝**  
同 一金一百兩 **藏衣裝**

三升屋二三治戯場書留下卷終

河原崎座  
同引金武分貳朱  
(常磐津金)

燕石十種第一終

明治四十年五月二十日印刷  
明治四十年五月廿五日發行

非賣品

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地  
國書刊行會代表者


編輯兼市島謙吉

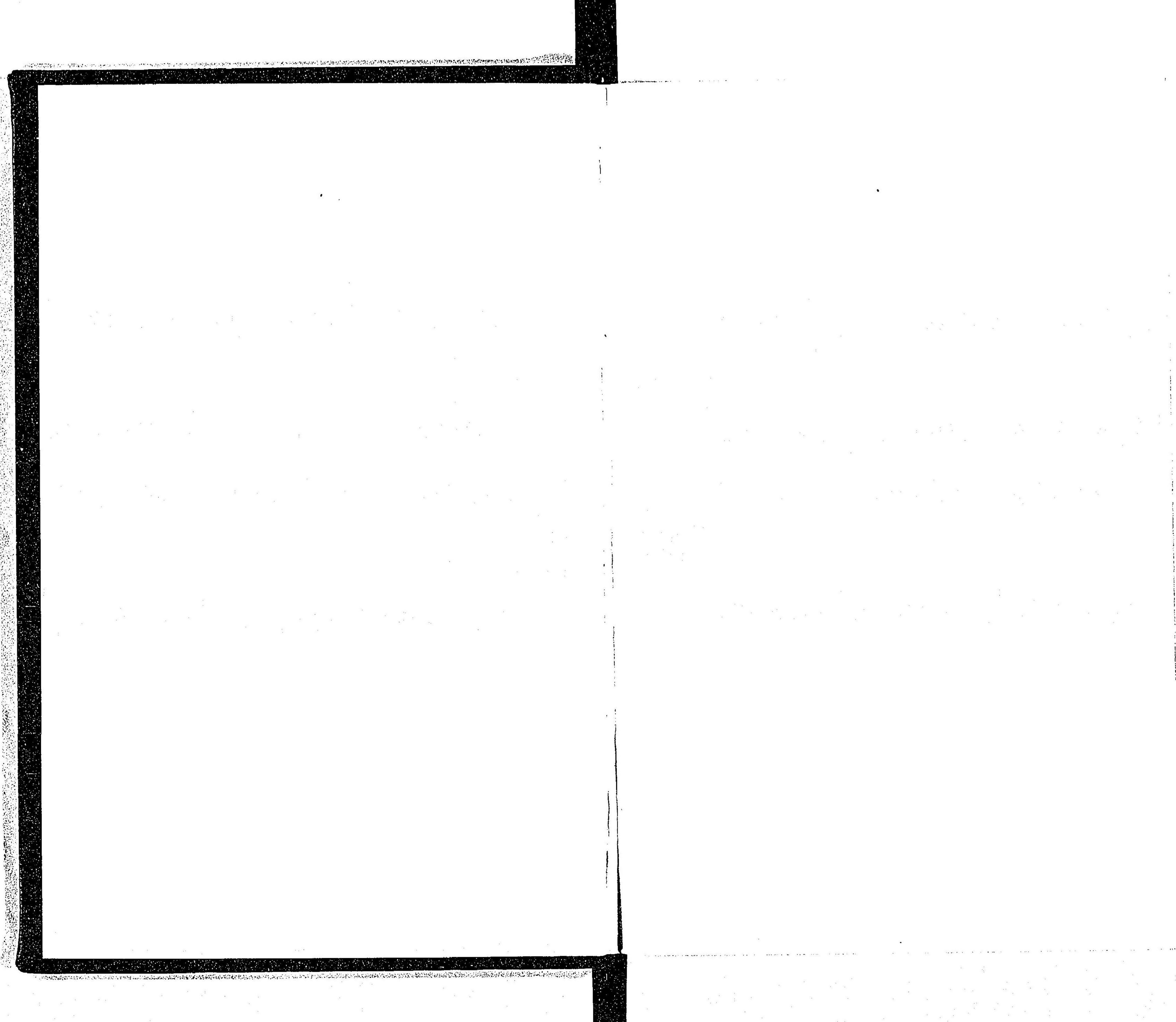
印刷者 本間季男

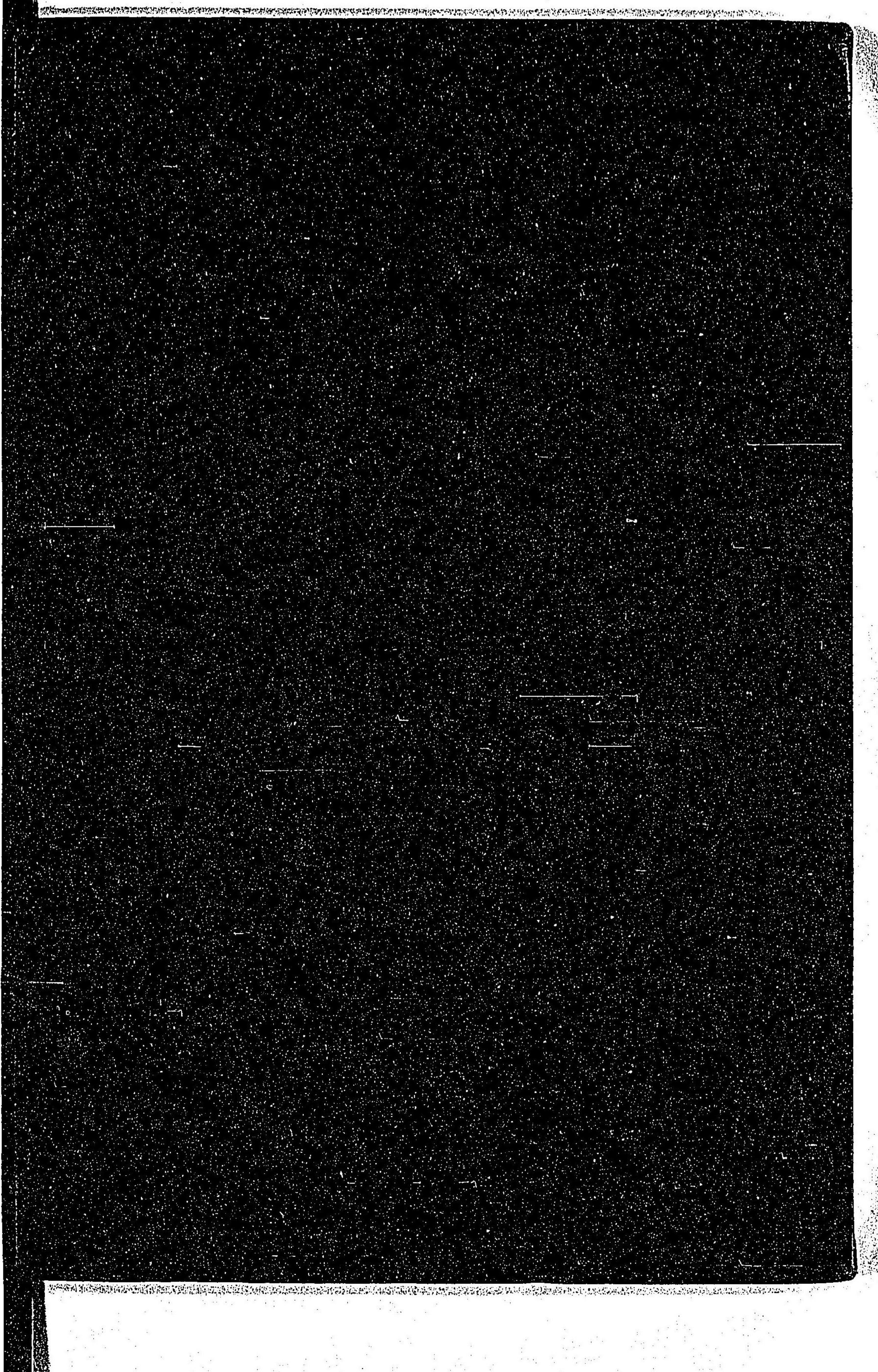
東京市本所區番場町四番地

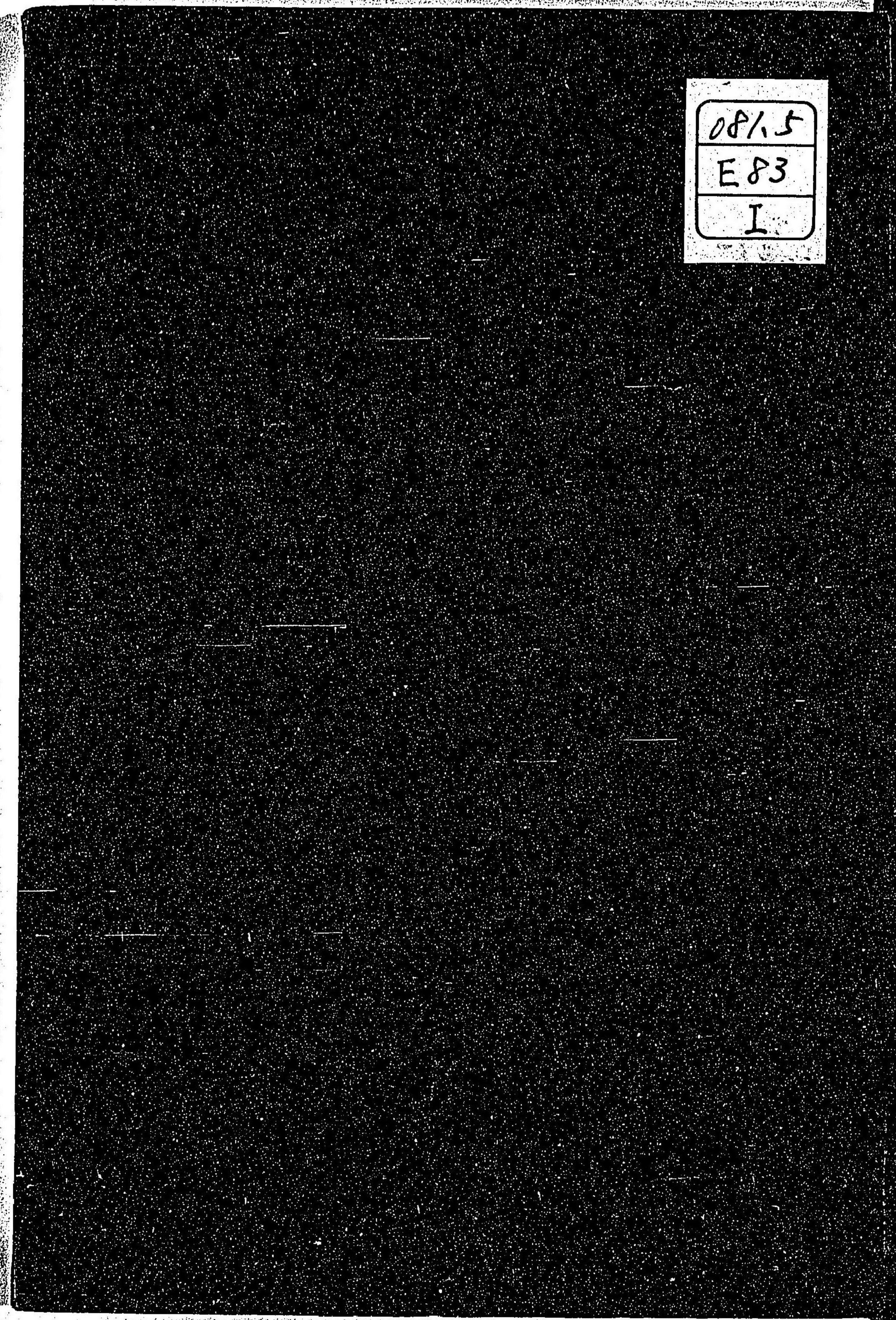
印刷所 内外印刷株式會社

19E21









102552-001-4

081.5-E83 I

燕石十種 第1-3

岩本 佐七／編

M40-41

EAI-0006

